

平成30年第1回市議会(定例会)

付議案件綴及び同説明資料綴

(その2)

堺市



## 目 次

頁

議案第 11 号	堺市事務分掌条例の一部を改正する条例 .....	3
議案第 12 号	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の 一部を改正する条例 .....	5
議案第 13 号	堺市立男女共同参画センター条例 .....	7
議案第 14 号	堺市住宅宿泊事業に関する条例 .....	17
議案第 15 号	堺市立体育館条例の一部を改正する条例 .....	21
議案第 16 号	堺市基金条例の一部を改正する条例 .....	25
議案第 17 号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 .....	27
議案第 18 号	堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を 改正する条例 .....	29
議案第 19 号	堺市循環型社会形成推進条例の一部を改正する条例 .....	31
議案第 20 号	堺市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 .....	33
議案第 21 号	堺市介護保険条例の一部を改正する条例 .....	35
議案第 22 号	堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例 .....	39
議案第 23 号	堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律施行条例の一部を改正する条例 .....	41
議案第 24 号	堺市立健康福祉プラザ条例の一部を改正する条例 .....	43
議案第 25 号	堺市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例 .....	47
議案第 26 号	堺市指定難病審査会条例 .....	49
議案第 27 号	堺市立こどもリハビリテーションセンター条例及び堺市立えのき はいむ条例の一部を改正する条例 .....	53
議案第 28 号	堺市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置 者並びに指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 .....	55
議案第 29 号	堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例 .....	57
議案第 30 号	堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を 定める条例の一部を改正する条例 .....	59
議案第 31 号	堺市公園条例の一部を改正する条例 .....	61
議案第 32 号	堺市消防手数料条例の一部を改正する条例 .....	67
議案第 33 号	堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ..	71

議案第 34 号	堺市環境整備資金貸付基金条例を廃止する条例	75
議案第 35 号	工事請負契約の締結について [北清水建替住宅建設工事]	77
議案第 36 号	工事請負契約の締結について [大仙西町団地2棟外建替住宅建設工事(第1工区)]	81
議案第 37 号	工事請負契約の締結について [大仙西町団地2棟外建替住宅建設工事(第2工区)]	85
議案第 38 号	南海高野線初芝1号踏切道改良工事の委託に関する基本協定の 変更について	89
議案第 39 号	物品の買入れについて	91
議案第 40 号	PFIによる大浜体育館建替整備運営事業に係る事業契約の 締結について	93
議案第 41 号	指定管理者の指定について [堺市立大浜体育館等]	99
議案第 42 号	児童自立支援施設に関する事務の委託に関する協議について	101
議案第 43 号	包括外部監査契約の締結について	105
議案第 44 号	市道路線の認定について	107
議案第 45 号	大字下共有地処分について	117
報告第 1 号	損害賠償の額の決定の専決処分の報告について	121
報告第 2 号	損害賠償の額の決定の専決処分の報告について	127
報告第 3 号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について	133

# 平成30年第1回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

平成 30 年 2 月 23 日

堺市長 竹山修身

- 議案第 11 号 堺市事務分掌条例の一部を改正する条例
- 議案第 12 号 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 13 号 堺市立男女共同参画センター条例
- 議案第 14 号 堺市住宅宿泊事業に関する条例
- 議案第 15 号 堺市立体育館条例の一部を改正する条例
- 議案第 16 号 堺市基金条例の一部を改正する条例
- 議案第 17 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 18 号 堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 19 号 堺市循環型社会形成推進条例の一部を改正する条例
- 議案第 20 号 堺市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 21 号 堺市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 22 号 堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 23 号 堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例
- 議案第 24 号 堺市立健康福祉プラザ条例の一部を改正する条例
- 議案第 25 号 堺市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 26 号 堺市指定難病審査会条例
- 議案第 27 号 堺市立こどもリハビリテーションセンター条例及び堺市立えのきはいむ条例の一部を改正する条例
- 議案第 28 号 堺市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者並びに指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 29 号 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 30 号 堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

- 議案第 31 号 堺市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第 32 号 堺市消防手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 33 号 堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 34 号 堺市環境整備資金貸付基金条例を廃止する条例
- 議案第 35 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 36 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 37 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 38 号 南海高野線初芝1号踏切道改良工事の委託に関する基本協定の  
変更について
- 議案第 39 号 物品の買入れについて
- 議案第 40 号 PFIによる大浜体育館建替整備運営事業に係る事業契約の締結について
- 議案第 41 号 指定管理者の指定について
- 議案第 42 号 児童自立支援施設に関する事務の委託に関する協議について
- 議案第 43 号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第 44 号 市道路線の認定について
- 議案第 45 号 大字下共有地処分について
- 報告第 1 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 報告第 2 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 報告第 3 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

## 堺市事務分掌条例の一部を改正する条例

堺市事務分掌条例（昭和47年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条市民人権局の分掌事務を定める部分に次の1号を加える。

(5) 男女共同参画に関する事項

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 堺市事務分掌条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

堺市立女性センターを教育委員会から市長事務部局に移管して堺市立男女共同参画センターとし、男女共同参画に関する取組をより一層推進することに伴い、市民人権局において、男女共同参画に関する事務を分掌していることを規定上明確化することとし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行すること。

## 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項事務の欄中「堺市老人医療費助成条例（昭和 46 年条例第 42 号）」を「堺市老人医療費助成条例を廃止する条例（平成 29 年条例第 47 号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例による廃止前の堺市老人医療費助成条例（昭和 46 年条例第 42 号。以下「廃止前の堺市老人医療費助成条例」という。」に改め、同表の 3 の項事務の欄中「堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例（昭和 48 年条例第 54 号）」を「堺市重度障害者医療費助成条例（昭和 48 年条例第 54 号。堺市老人医療費助成条例を廃止する条例附則第 3 項の規定により準用する場合を含む。別表第 2 において同じ。」に改める。

別表第 2 の 2 の項事務の欄中「堺市老人医療費助成条例」を「廃止前の堺市老人医療費助成条例」に改め、同表の 3 の項事務の欄中「堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例」を「堺市重度障害者医療費助成条例」に改め、同表の 28 の項特定個人情報の欄中「第 21 条の 5 の 30」を「第 21 条の 5 の 31」に改め、同表に次の 1 項を加える。

76 市長	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、難病の患者に対する医療等に関する法律第 12 条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
-------	--	---

別表第 3 の 1 の項事務の欄中「堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例」を「堺市重度障害者医療費助成条例」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

- (1) 堀市老人医療費助成条例（昭和 46 年条例第 42 号）の廃止に伴う所要の改正を行うものであること。
- (2) 堀市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例（昭和 48 年条例第 54 号）の一部改正に伴う所要の改正を行うものであること。
- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正に伴う所要の改正を行うものであること。
- (4) 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 303 号）が施行され、難病の患者に対する特定医療費の支給に係る事務について、都道府県から政令指定都市に権限移譲されることに伴う所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行すること。

## 堺市立男女共同参画センター条例

### (設置)

第1条 男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等による男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、堺市堺区宿院町東4丁に堺市立男女共同参画センター（以下「センター」という。）を設置する。

### (事業)

第2条 センターは、前条に規定する設置目的を達成するため、男女共同参画の推進に係る次の事業を行う。

- (1) 講座、講演会、講習会等の開催に関すること。
- (2) 市民等（本市の区域内（以下この号において「市内」という。）に住所を有する者若しくは市内に存する学校、事業所等に通勤し、若しくは通学する者又は市内で男女共同参画の推進に関する取組を行うものをいう。）の活動及び交流の支援並びに活動の場の提供に関すること。
- (3) 調査研究及び啓発に関すること。
- (4) 相談に関すること。
- (5) 図書、資料及び情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

### (使用の許可)

第3条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はなるお

それがあると認めるとき。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があり、使用させることが不適当であると認めるとき。

3 市長は、センターの使用を許可する場合において、管理上必要があると認めるときは、当該許可に条件を付すことができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第4条 センターの使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、他人に使用させ、又は許可を受けた目的以外に使用してはならない。

(使用許可の取消し等)

第5条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 第3条第2項各号のいずれかに該当したとき。  
(2) この条例又はこれに基づく規則その他の規程に違反したとき。  
(3) 使用許可に付した条件に違反したとき。

2 前項の規定による使用許可の取消し等により使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(特別の設備の設置)

第6条 使用者は、センターの使用に当たって特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用者に対し特別の設備を設けることを命ずることができる。

3 前2項の規定により設けた設備は、使用許可の期限までに使用者の負担において撤去し、原状に回復しなければならない。

4 市長は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(使用者の管理義務)

第7条 使用者は、使用期間中その使用に係る施設、附属設備その他器具備品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したとき。
- (2) 使用許可の期限を過ぎても使用を終えないとき。
- (3) 使用許可の期限までに前条第1項又は第2項の規定により設けた設備を撤去しないとき。

(原状回復義務)

第8条 使用者は、センターの使用を終了したとき、又は第5条第1項の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、使用した施設、附属設備その他器具備品等を直ちに原状に回復して市長に返還しなければならない。

2 第6条第4項の規定は、前項の規定による原状回復について準用する。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める額の範囲内で市長が定める使用料を前納しなければならない。

2 使用者は、市長が定める使用料を前納して附属設備その他器具備品等を使用することができる。

3 前2項の使用料は、市長において特別の理由があると認める者については、後納させることができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項又は第2項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(保証金)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、使用者に保証金を納付させることができる。

- 2 前項の保証金の額は、使用の態様又は種別に応じて、その都度市長が定める。
- 3 保証金は、使用の終了後、使用者に還付する。ただし、未納の使用料、賠償金その他があるときは、その額を保証金から控除した金額を還付する。
- 4 保証金には、利子を付けない。

(入館の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、センターへの入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者
- (3) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、センターの管理上支障があると認められる者

(禁止行為)

第14条 何人も、センターにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他危険が生ずるおそれのある行為
- (2) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失する行為
- (3) 所定の場所以外にごみ、空き缶その他の汚物を捨てる行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる行為

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、センターからの退館を命ずることができる。

(損害の賠償)

第15条 センターの施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又は市長の定める損害額を本市に賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、第1条に規定する設置目的を効果的に達成するため必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者に行わせる業務の範囲)

第17条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 使用許可その他のセンターの運営に関する業務
- (2) 第2条各号に掲げる事業の実施等に関する業務
- (3) センターの施設、附属設備その他器具備品等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続)

第18条 市長は、第16条の規定により指定管理者にセンターの管理をさせようとするときは、特別な事由があると認める場合を除き、前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有する法人その他の団体のうちから公募により指定管理者を指定するものとする。

- 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書、財務諸表等経営の状況を示す書類その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次の要件に最も適合していると認めるものを総合的に判断して指定管理者に指定するものとする。
  - (1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。
  - (2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。
  - (3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。
  - (4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。
  - (5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。
  - (6) 管理経費の縮減が図られること。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件

（公告）

第19条 市長は、前条第3項の規定により指定管理者の指定をしたときは、速やかにその旨を公告するものとする。第21条第1項の規定により指定を取り消したときも、また同様とする。

（報告、調査及び指示）

第20条 市長は、センターの管理の適正を期するため必要と認めるとときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第21条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、指定管理者としてふさわしくない行為をしたとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由によりセンターの管理を継続することができなくなったと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じても、本市は、その賠償の責めを負わない。

（利用料金）

第22条 市長は、センターの利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を指定管理者に自らの収入として收受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額（附属設備その他器具備品等については、あらかじめ

市長が定める額) の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。

4 センターを利用しようとする者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。

ただし、指定管理者が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(管理の基準)

第 23 条 センターの管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 使用許可等は、第 3 条及び第 5 条の規定の例により行うこと。

(2) 開館時間及び休館日並びに利用時間（次項において「開館時間等」という。）は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、市長の承認を得て指定管理者が定めること。

(3) 個人に関する情報（以下この項において「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(4) 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む。）を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

2 前条第 3 項の規定は、前項第 2 号の規定により指定管理者が開館時間等を定めた場合について準用する。

(指定管理者に係る損害の賠償)

第 24 条 指定管理者は、故意又は過失によりセンターの施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長が定める額を本市に賠償しなければならない。ただし、特別の事情により市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第 25 条 この条例に定めるもののほか、センターの管理及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
(堺市立女性センター条例の廃止)
- 2 堀市立女性センター条例（昭和 52 年条例第 9 号）は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の堺市立女性センター条例第 3 条第 1 項の規定により教育委員会によってなされた堺市立女性センターに係る使用の許可は、この条例第 3 条第 1 項の規定により市長によってなされたセンターに係る使用許可とみなす。

別表（第9条、第22条関係）

区分	基本料金（1時間につき）
第一研修室	600円
第二研修室	700円
料理室	400円
実技室	300円
和室	200円
大ホール	2,000円

備考

- 1 市外居住者が使用するときは、基本料金にその5割に相当する額を加算する。
- 2 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、基本料金の5割以内において市長が定める額を基本料金に加算する。
- 3 許可を得て、規則で定めた開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき、基本料金（前2項の規定を適用する場合にあっては、それぞれの規定により算定した額とする。）の額を徴収する。
- 4 特別に電気、ガス、水道等を使用するときは、実費を徴収する。

## 堺市立男女共同参画センター条例の制定について

### 1 制定の趣旨及び内容

男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等による男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、堺市立男女共同参画センター（以下「センター」という。）を設置することとし、次の事項を規定の内容とする本条例を定めるものであること。

- (1) 堺市堺区宿院町東4丁にセンターを設置するもの
- (2) センターが行う事業について規定するもの
- (3) センターの使用の許可及びその取消し等に関する事項について規定するもの
- (4) センターの使用に係る使用料等について規定するもの
- (5) センターについて、指定管理者に管理を行わせること等について規定するもの
- (6) 堺市立女性センター条例（昭和52年条例第9号）を廃止するもの

### 2 施行期日

平成30年4月1日から施行するものであること。



## 堺市住宅宿泊事業に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間を定めるとともに、法及びこれに基づく命令に定めるもののほか、住宅宿泊事業に起因する事象による生活環境の悪化を防止するために必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

### (制限する区域等)

第3条 法第18条の規定により、住居専用地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域をいう。次項において同じ。）においては、日曜日の正午から金曜日の正午まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日の正午から当該休日の正午までを除く。）は、住宅宿泊事業を実施することができない。

2 届出住宅の敷地が前項の規定により制限を受ける区域の内外にわたる場合については、その過半が住居専用地域に属する敷地にあっては当該敷地の全部が住居専用地域に属するとみなして同項の規定を適用するものとし、それ以外の敷地にあっては同項の規定は適用しない。

3 第1項の規定は、法第11条第1項各号のいずれにも該当せず、届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託することを要しない住宅宿泊事業には、適用しない。

### (近隣住民への説明)

第4条 法第3条第1項の届出をしようとする者は、次に掲げる者に対し、当該届出に係る住宅が住宅宿泊事業の用に供されることについて、当該届出をする日までに対面又は書面により説明しなければならない。

(1) 届出住宅に係る敷地に他の住宅が存する場合にあっては、当該他の住宅に居住する者

- (2) 届出住宅を構成する建築物の敷地に接する土地に存する建築物に居住する者  
(3) 届出住宅を構成する建築物の敷地が道路、公園その他の空地（以下「道路等」という。）  
に接する場合にあっては、当該敷地と道路等の境界線からの水平距離が 10 メートルの  
範囲内の土地に存する建築物に居住する者  
(委任)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 6 月 15 日（次項において「施行日」という。）から施行する。  
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### （近隣住民への説明の特例）

- 2 法附則第 2 条第 1 項前段の規定により届出をしようとする者又は届出をした者は、第 4  
条の規定にかかわらず、施行日までに同条の規定による説明をしなければならない。

## 堺市住宅宿泊事業に関する条例の制定について

### 1 制定の趣旨及び内容

住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 18 条の規定に基づき住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間を定めるとともに、法及びこれに基づく命令に定めるもののほか、住宅宿泊事業に起因する事象による生活環境の悪化を防止するため、次に掲げる事項を規定の内容とする条例を制定すること。

- (1) 住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間に関すること。
- (2) 住宅宿泊事業の届出をしようとする者の近隣住民への説明義務に関すること。

### 2 施行期日

平成 30 年 6 月 15 日から施行すること。ただし、附則第 2 項の規定は、公布の日から施行すること。



## 堺市立体育館条例の一部を改正する条例

堺市立体育館条例（昭和60年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

堺市堺区大浜北町5丁	
------------	--

を  
」  
「

堺市堺区大浜北町5丁	大浜武道館
------------	-------

に  
」

改める。

別表第2第1項の表大浜体育館の項を次のように改める。

大浜体育館	大アリーナ	全日 49,000円
	小アリーナ	全日 16,300円
	トレーニング室	全日 18,500円
	大研修室	全日 7,400円
	研修室	全日 3,700円

別表第2第2項の表を次のように改める。

区分		使用料
大浜体育館	トレーニング室	1人1回 500円
		1人1月 5,000円
	トレーニング室以外	1人1種目1回 300円
鴨谷体育館 初芝体育館 美原体育館		1人1種目1回 200円

別表第2中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

### 3 武道館使用料

#### (1) 武道館専用（団体）使用料

区分		使用料
大浜武道館	柔道場	全日 18,500円
	剣道場	全日 18,500円

## 備考

- (1) 休日等の使用料は、当該使用区分に係る金額（以下この項において「基本料金」という。）に 1.2 を乗じて得た額とする。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収するときは、基本料金（休日等に使用する場合にあっては、前号の額。次号及び第 6 号において同じ。）の 3 倍以内において市長が定める額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の 10 倍以内、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の 20 倍以内において市長が定める額を徴収する。
- (4) 規則で定める冷暖房の実施期間中は、4 割以内において市長が定める割合を基本料金に加算する。
- (5) 特別に電気その他を使用するときは、実費として市長が算定する額を徴収する。
- (6) 許可を得て、規則で定めた開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間 1 時間（30 分以上 1 時間未満の時間は、1 時間とみなす。）につき基本料金（第 1 号から第 3 号までの規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前 2 号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。）の 2 割以内において市長が定める額を徴収する。

## (2) 武道館共用（個人）使用料

区分	使用料
大浜武道館	1 人 1 種目 1 回 300 円

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して 4 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

### （施行前の準備行為）

2 この条例の施行日以後の使用に係る使用の許可に関し必要な手続その他の行為については、この条例の施行前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

## 堺市立体育館条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

大浜体育館の建替えに伴い、同体育館における再整備後の施設及び新たに併設する武道館に関する必要な事項並びにこれらの施設に係る使用料の上限について定めるため、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

公布の日から起算して4年を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものであること。



## 堺市基金条例の一部を改正する条例

堺市基金条例（平成 26 年条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表堺市国際文化観光基金の項の次に次のように加える。

フェニーチェ堺芸術文化創造基金	堺市民芸術文化ホールの運営及びその関連事業の資金に充てるため
-----------------	--------------------------------

### 附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 堺市基金条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

堺市民芸術文化ホールの運営及びその関連事業に係る基金財源の有効活用を図るため、フェニーチェ堺芸術文化創造基金を設置することとし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行すること。

## 堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例(平成 25 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表の第 1 項の表堺市地域密着型サービス等事業者選定審査会の項中「堺市地域密着型サービス等事業者選定審査会」を「堺市地域密着型サービス等事業者選定等審査会」に改め、同項担任事務の欄中「地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの事業者の選定」を「居宅サービス及び介護予防サービスの事業者の選定並びに同法に規定する地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの事業者の選定及び補助金の交付」に、「審査」を「審議及び審査」に改める。

別表の第 2 項の表堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会の項を次のように改める。

堺市百舌鳥古墳群等 史跡保存整備委員会	本市の区域内に所在する史跡（文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定による指定を受けた史跡をいう。）の保存、管理、整備、活用等についての調査審議に関する事務	7 人以内	2 年
------------------------	---	-------	-----

### 附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部改正について

### 1 改正の趣旨

- (1) 本市における介護保険事業所の適切な整備の確保に資するため、堺市地域密着型サービス等事業者選定審査会の担任事務について、所要の改正を行うものであること。
- (2) 本市の区域内に所在する史跡（文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定による指定を受けた史跡をいう。）の整備を推進するため、堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会について見直しを行い、新たに堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会を設置することとし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行するものであること。

## 堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する 条例の一部を改正する条例

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成 5 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「政令」という。）第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設
- (2) 政令第 5 条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場（法第 9 条の 3 の 2 第 1 項の同意に係る一般廃棄物処理施設に該当するものを除く。）

第 28 条第 2 項中「1 月間」の次に「（法第 9 条の 3 の 2 第 1 項の同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合については、1 月間の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が定める期間）」を加える。

第 30 条中「届出について同条第 9 項において」を「届出をしようとする場合において同条第 9 項の規定により読み替えて」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前 3 条（第 27 条第 2 号を除く。）の規定は、法第 9 条の 3 の 3 第 2 項の規定及び同条第 3 項において読み替えて準用する法第 9 条の 3 第 9 項において読み替えて準用する同条第 2 項の規定による公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与について準用する。この場合において、第 28 条第 2 項中「1 月間（法第 9 条の 3 の 2 第 1 項の同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合については、1 月間の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が定める期間）」とあるのは、「1 月間の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が定める期間」と読み替えるものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する 条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定する非常災害時における市町村による一般廃棄物処理施設の設置又は変更に係る特例規定に基づき、当該特例規定が適用される場合における一般廃棄物処理施設の設置又は変更に係る次に掲げる手続等について定めるための改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

- (1) 非常災害に係る廃棄物の処理を行うために本市が一般廃棄物処理施設の設置又は変更をしようとする場合において、生活環境影響調査書等の縦覧及びこれに対する意見書の提出の対象となる施設を、ごみ処理施設のうちの焼却施設と定めるもの
- (2) (1)の一般廃棄物処理施設の設置又は変更に係る縦覧及び意見書の提出に係る手続等について定めるもの
- (3) 一般廃棄物処理施設の設置に係る届出に際して 1 ヶ月間と定めている縦覧の期間を、非常災害に係るものについてはその状況に応じて市長の定める期間に短縮できることとするもの

### 2 施行期日

公布の日から施行することである。

## 堺市循環型社会形成推進条例の一部を改正する条例

堺市循環型社会形成推進条例（平成 15 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 53 条第 1 項中、「第 19 条の 3」の次に「(第 17 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第 2 項中「第 19 条の 5 第 1 項」の次に「(第 17 条の 2 第 3 項及び第 19 条の 10 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、「第 19 条の 10 第 1 項」を「第 19 条の 11 第 1 項」に改める。

### 附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 61 号）附則第 1 条本文の政令で定める日から施行する。

## 堺市循環型社会形成推進条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、新たに市長による措置の対象となる法の違反者等について、その氏名等を公表することができるようとするため、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

### 2 施行期日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 61 号）附則第 1 条本文の政令で定める日から施行すること。

## 堺市後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例

堺市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 55 条第 1 項」の次に「(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第 55 条第 1 項）」に改め、同条第 3 号中「第 55 条第 2 項第 1 号」の次に「(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第 4 号中「第 55 条第 2 項第 2 号」の次に「(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、「行った同号」を「行った法第 55 条第 2 項第 2 号」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(5) 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

### 附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 堺市後期高齢者医療に関する条例の 一部改正について

### 1 改正の趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 55 条の 2 が新設されたことに伴い、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 の規定により住所地特例の適用を受けて、本市の区域内に住所を有するとみなされた国民健康保険の被保険者であった者を、本市が保険料を徴収すべき後期高齢者医療の被保険者の対象に加えることとし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行するものであること。

## 堺市介護保険条例の一部を改正する条例

堺市介護保険条例（平成 12 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「平成 27 年度から平成 29 年度」を「平成 30 年度から平成 32 年度」に改め、同項第 1 号中「36,770 円」を「39,740 円」に改め、同項第 2 号中「52,950 円」を「57,230 円」に改め、同項第 3 号中「55,160 円」を「59,610 円」に改め、同項第 4 号中「66,190 円」を「71,540 円」に改め、同項第 5 号中「73,540 円」を「79,480 円」に改め、同項第 6 号中「88,250 円」を「93,790 円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第 38 条第 4 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下「合計所得金額」という。）」に改め、同号イ中「要保護者」を「生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者（以下この条において「要保護者」という。）」に、「又は第 13 号イ」を「、第 13 号イ、第 14 号イ又は第 15 号イ」に改め、同項第 7 号中「95,600 円」を「103,330 円」に改め、同号イ中「又は第 13 号イ」を「、第 13 号イ、第 14 号イ又は第 15 号イ」に改め、同項第 8 号中「110,310 円」を「119,220 円」に改め、同号イ中「又は第 13 号イ」を「、第 13 号イ、第 14 号イ又は第 15 号イ」に改め、同項第 9 号中「121,340 円」を「132,740 円」に改め、同号イ中「又は第 13 号イ」を「、第 13 号イ、第 14 号イ又は第 15 号イ」に改め、同項第 10 号中「132,370 円」を「146,250 円」に改め、同号イ中「又は第 13 号イ」を「、第 13 号イ、第 14 号イ又は第 15 号イ」に改め、同項第 11 号中「143,400 円」を「159,760 円」に改め、同号イ中「又は第 13 号イ」を「、第 13 号イ、第 14 号イ又は第 15 号イ」に改め、同項第 12 号中「154,430 円」を「173,270 円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第 14 号イ又は第 15 号イ」に改め、同項第 13 号中「161,780 円」を「183,600 円」に改め、同号イ中「部分を除く。」の次に「、次号イ又は第 15 号イ」を加え、同項第 14 号中「169,140 円」を「198,700 円」に改め、同号を同項第 16 号とし、同項第 13 号の次に次の 2 号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 193,940 円

ア 合計所得金額が 8,000,000 円以上 9,000,000 円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第 39 条第 1 項第 1 号イ ((1) に係る部分を除く。) 又は次号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 196,320 円

ア 合計所得金額が 9,000,000 円以上 10,000,000 円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第 39 条第 1 項第 1 号イ ((1) に係る部分を除く。) に該当する者を除く。）

第 10 条第 2 項中「33,100 円」を「35,770 円」に改める。

第 13 条第 1 項中「(昭和 25 年法律第 226 号)」及び「同法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する」を削る。

第 17 条第 1 項第 6 号中「(昭和 25 年法律第 144 号)」を削る。

第 22 条中「第 1 号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第 14 条中「(昭和 32 年法律第 26 号)」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第 10 条の規定は、平成 30 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 堺市介護保険条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

- (1) 介護保険料の保険料率について、被保険者の負担能力に応じた保険料となるよう保険料の所得段階区分を細分化するとともに、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の一部改正に伴う所要の改正を行うものであること。
- (2) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正に伴う所要の改正を行うものであること。
- (3) 規定の整備を行うものであること。

### 2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行すること。



## 堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 42 条第 1 項第 2 号」の次に「、第 72 条の 2 第 1 項各号」を加える。

第 6 条中「第 54 条第 1 項第 2 号」の次に「、第 115 条の 2 の 2 第 1 項各号」を加える。

第 10 条中「介護法」の次に「第 78 条の 2 の 2 第 1 項各号並びに」を加える。

第 24 条及び第 25 条を次のように改める。

（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）

第 24 条 介護法第 111 条第 1 項から第 3 項までに規定する基準は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号。以下「介護医療院基準」という。）（第 6 条第 2 項及び第 45 条第 5 項を除く。）及び次条に定めるところによる。

（介護医療院に係る具体的なサービスの内容等の記録の保存年限）

第 25 条 介護医療院基準第 42 条第 2 項第 3 号に規定する具体的なサービスの内容等の記録については、介護医療院基準の規定にかかわらず、当該サービスを提供した日から 5 年間保存しなければならない。

第 33 条第 1 項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（指定介護療養型医療施設に関する経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の第 25 条の規定により保存されている記録については、なお従前の例による。

## 堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正により、共生型住宅サービス、共生型地域密着型サービス及び共生型介護予防サービス並びに介護医療院が創設されたことに伴う所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行すること。

## 堺市障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律施行条例 の一部を改正する条例

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成 18 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 43 条第 1 項条例で定めるの」を「第 41 条の 2 第 1 項第 1 号の条例で定める基準、同項第 2 号の指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準、法第 43 条第 1 項の条例で定める」に改め、「これらのうち」を削り、「満たすべきもの」を「満たすべき同号イの条例で定めるもの」に改める。

第 11 条第 1 項中「第 5 条第 26 項」を「第 5 条第 27 項」に、「第 5 条第 27 項」を「第 5 条第 28 項」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 堺市障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律施行条例 の一部改正について

### 1 改正の趣旨

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の一部改正により共生型障害福祉サービスが新設されたことに伴い、その人員、設備及び運営の基準を定める所要の改正を行うものであること。
- (2) 法の条項の移動により、規定の整備を行うものであること。

### 2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行すること。

## 堺市立健康福祉プラザ条例の一部を改正する条例

堺市立健康福祉プラザ条例（平成 22 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条から第 25 条までを次のように改める。

### （管理の基準）

第 22 条 プラザの管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 使用の許可等は、第 5 条及び第 7 条の規定の例により行うこと。
- (2) 開館時間及び休館日は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、指定管理者が市長の承認を得て定めること。
- (3) 個人に関する情報（以下この条において「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (4) 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む。）を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

### （駐車の拒否）

第 23 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

### （駐車場における禁止行為）

第24条 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

(駐車場に係る損害賠償)

第25条 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 災害その他不可抗力により生じた損害
- (2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

第25条の次に次の1条を加える。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、プラザの管理及び運営について必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 堺市立健康福祉プラザ条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

管理の基準等に関する規定について、条項の整理等の規定の整備を行うものであること。

### 2 施行期日

公布の日から施行するものであること。



## 堺市病院及び診療所の人員及び施設に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

堺市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例（平成 27 年条例第 62 号）  
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び第 21 条第 1 項」を「並びに第 21 条第 1 項及び第 2 項」に改め、「病院」  
の次に「及び療養病床を有する診療所」を加える。

第 4 条の次に次の 2 条を加える。

（療養病床を有する診療所が有すべき従業者及びその員数）

第 5 条 法第 21 条第 2 項第 1 号に規定する条例で定める療養病床を有する診療所が有すべき  
看護師及び看護の補助その他の業務の従業者並びにそれらの員数は、省令第 21 条の 2  
第 2 項各号及び第 3 項に定めるとおりとする。この場合において、同条第 2 項各号の入院  
患者の数の取扱いについては、同条第 4 項の定めるところによるものとする。

（療養病床を有する診療所が有すべき施設）

第 6 条 法第 21 条第 2 項第 3 号の条例で定める施設は、省令第 21 条の 4 に定めるとおりと  
する。

附則第 2 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項の次に  
次の 1 項を加える。

3 療養病床を有する診療所が有すべき看護師及び看護の補助その他の業務の従業者の員数  
については、当分の間、第 5 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が 2 又はその  
端数を増すごとに 1。ただし、そのうちの 1 については看護師又は准看護師とする。
- (2) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適當数

### 附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 堺市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の一部改正により、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく都道府県の事務の一部が政令指定都市に権限移譲され、療養病床を有する診療所の人員及び施設の基準について、厚生労働省令で定める基準に従い、又はこれを参考し、条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を定めることとし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行することであること。

## 堺市指定難病審査会条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）に定めるもののほか、法第8条第1項の規定に基づき設置する堺市指定難病審査会（以下「審査会」という。）について必要な事項を定める。

### (組織)

第2条 審査会は、委員8人以内で組織する。

### (会議)

第3条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に加わることができない。

### (会議の特例)

第4条 会長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、事案の内容を記載した書面を委員に回付し、その賛否を聞くことにより、会議に代えることができる。

### (関係者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、審査会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (報酬)

第6条 委員に支給する報酬の額は、堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第36号）第2条の規定にかかわらず、日額22,000円以内で市長が定める額とする。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる審査会の会議の招集は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

（施行日）

（施行地）

（施行区域）

## 堺市指定難病審査会条例の制定について

### 1 制定の趣旨及び内容

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 303 号）が施行され、難病の患者に対する医療等に関して都道府県が行う事務の大部分が政令指定都市に権限移譲されることにより、本市において指定難病審査会を設置することとなることから、同審査会について必要な事項を定めることとし、次の事項を規定の内容とする本条例を制定するものであること。

- (1) 審査会の組織に関する事項
- (2) 審査会の会議に関する事項
- (3) 審査会の会議の特例に関する事項
- (4) 審査会への関係者の出席に関する事項
- (5) 審査会の委員の報酬に関する事項

### 2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行すること。



## 堺市立こどもりハビリテーションセンター条例及び 堺市立えのきはいむ条例の一部を改正する条例

(堺市立こどもりハビリテーションセンター条例の一部改正)

第1条 堺市立こどもりハビリテーションセンター条例（平成5年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同条第6号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改め、同条第7号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改め、同条第8号中「第5条第17項」を「第5条第19項」に改める。

第8条第3項中「第21条の5の28」を「第21条の5の29」に改める。

(堺市立えのきはいむ条例の一部改正)

第2条 堺市立えのきはいむ条例（昭和52年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同条第4号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改め、同条第5号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改め、同条第6号中「第5条第17項」を「第5条第19項」に改める。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 堺市立こどもりハビリテーションセンター条例及び 堺市立えのきはいむ条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）が一部改正されることに伴う規定の整備を行うものであること。

### 2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行すること。

## 堺市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者並びに指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

堺市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者並びに指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 21 条の 5 の 15 第 2 項第 1 号、第 24 条の 9 第 2 項、第 21 条の 5 の 18 第 1 項及び第 2 項」を「第 21 条の 5 の 15 第 3 項第 1 号、第 24 条の 9 第 3 項、第 21 条の 5 の 17 第 1 項各号、第 21 条の 5 の 19 第 1 項及び第 2 項」に改める。

第 2 条（見出しを含む。）中「第 21 条の 5 の 15 第 2 項第 1 号」を「第 21 条の 5 の 15 第 3 項第 1 号」に改める。

第 3 条（見出しを含む。）中「第 24 条の 9 第 2 項」を「第 24 条の 9 第 3 項」に、「第 21 条の 5 の 15 第 2 項第 1 号」を「第 21 条の 5 の 15 第 3 項第 1 号」に改める。

第 4 条の見出しを「（法第 21 条の 5 の 17 第 1 項各号等の条例で定める基準）」に改め、同条中「第 21 条の 5 の 18 第 1 項及び第 2 項」を「第 21 条の 5 の 17 第 1 項各号並びに第 21 条の 5 の 19 第 1 項及び第 2 項」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 堺市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者並びに指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）が一部改正されることにより、次に掲げる者に係る障害児通所支援事業者の指定の特例が設けられることに伴い、当該特例を受けるために満たすべき人員、設備及び運営に関する基準として、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）に定めるとおりとすることとし、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の居宅サービス事業者等の指定を受けている者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の障害福祉サービス事業者の指定を受けている者

### 2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行することであること。

## 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号」を「平成 29 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）の全部改正に伴う規定の整備を行うものであること。

### 2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行すること。

## 堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の 認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 28 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「並びに大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成 12 年大阪府条例第 8 号）第 11 条第 1 項」を削る。

第 3 条第 1 号中「平成 20 年文部科学省告示第 26 号」を「平成 29 年文部科学省告示第 62 号」に改める。

第 15 条中「平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号」を「平成 29 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号」に、「平成 20 年厚生労働省告示第 141 号」を「平成 29 年厚生労働省告示第 117 号」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の 認定の要件を定める条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）の一部改正に伴い、政令指定都市の区域内に所在する認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の認定に関する事務が、都道府県から政令指定都市に権限移譲されることによる所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

### 2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行すること。

## 堺市公園条例の一部を改正する条例

堺市公園条例（昭和 35 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

「第 2 章 公園の管理（第 5 条—第  
14 条）」を  
第 2 章の 2 堺市公募対象公園施設  
に、「(第 14 条の 2)」を「(第 14 条の 3)」に改める。  
設置等予定者選定委員会（第 14 条の 2）

第 4 条の 5 を次のように改める。

（公園施設の建築面積の基準の特例等）

第 4 条の 5 法第 4 条第 1 項ただし書（法第 5 条の 9 第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の条例で定める範囲は、次のとおりとする。

- (1) 都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号。以下「令」という。）第 6 条第 1 項第 1 号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることする。
  - (2) 令第 6 条第 6 項に規定する公募対象公園施設である建築物に限り、当該建築物を設置する公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることとする。
  - (3) 令第 6 条第 1 項第 2 号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する公園の敷地面積の 100 分の 20 を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることとする。
  - (4) 令第 6 条第 1 項第 3 号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として前条又は前 3 号の規定により認められる建築面積を超えることとする。
  - (5) 令第 6 条第 1 項第 4 号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する公園の敷地面積の 100 分の 2 を限度として前条又は前各号の規定により認められる建築面積を超えることとする。
- 2 令第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、100 分の 50 とする。

第10条中「規定による」を削る。

第12条第1項中「規定による」を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「規定による」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第5条の5第1項の認定を受けた公募設置等計画に基づき法第5条第1項の許可を受けたものは、当該計画に記載した使用料（当該使用料の額が別表第1に定める使用料の額を下回る場合にあっては、同表に定める使用料）を納付しなければならない。

第3章中第14条の2を第14条の3とする。

第2章の次に次の1章を加える。

## 第2章の2 堺市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会

第14条の2 公募対象公園施設（法第5条の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。）について、同条第2項第9号の評価の基準を定め、及び設置等予定者（同号に規定するものをいう。以下同じ。）を選定するに当たり、同条第6項又は法第5条の4第4項の規定による市長の諮問を受けて審議し、及び審査するため、市長の附属機関として、堺市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、公募対象公園施設ごとに委員8人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から設置等予定者が選定される日までとする。
- 5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるものほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第21条第2項中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改める。

別表第2中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に、「第7条第2号」を「第7条第1項第2号」に、

法第7条第3号に掲げるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
令第12条第1号の2及び第1号の3に掲げるもの			2,800円
令第12条第2号、第2号の2及び第2号の3に掲げるもの			2,800円
令第12条第3号及び第4号に掲げるもの			1,700円
法第7条第4号に掲げるもの	郵便差出箱及び信書差出箱 公衆電話所	1個につき1年	1,200円 2,800円
令第12条第1号に掲げるもの		1本につき1年	2,200円
令第12条第5号及び第6号に掲げるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	2,800円
令第12条第7号及び第8号に掲げるもの		占用面積1平方メートルにつき1月	540円
その他の占用			130円

を

法第7条第1項第3号に掲げるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
法第7条第1項第4号に掲げるもの	郵便差出箱及び信書差出箱 公衆電話所	1個につき1年	1,200円 2,800円
法第7条第2項に掲げるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	2,300円
令第12条第1項第1号に掲げるもの			1,000円
令第12条第1項第2号に掲げるもの			1,600円
令第12条第2項第1号に掲げるもの		1本につき1年	2,200円
令第12条第2項第1号の2及び第1号の3に掲げるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	2,800円
令第12条第2項第2号、第2号の2及び第2号の3に掲げるもの			2,800円
令第12条第2項第3号及び第4号に掲げるもの			1,700円
令第12条第2項第5号及び第6号に掲げるもの			2,800円
令第12条第2項第7号及び第8号に掲げるもの		占用面積1平方メートルにつき1月	540円
その他の占用			130円

に

改める。

別表第3中「第14条の2」を「第14条の3」に改める。

別表第4第3項中「の範囲内で市長が定める額」を削り、同表第9項中「20円」を「23円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則	この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
-----	------------------------------

## 堺市公園条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

- (1) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）の一部改正により、公園施設に係る公募設置管理制度（いわゆる「Park-PFI」）が創設されるとともに、都市公園の占用の対象となる公園施設以外の施設に保育所等が追加されたこと等に伴う所要の改正を行うものであること。
- (2) 道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）の一部改正、地価の変動等に鑑み、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行するものであること。



## 堺市消防手数料条例の一部を改正する条例

堺市消防手数料条例（平成 20 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項中「530,000 円」を「570,000 円」に、「1,130,000 円」を「1,180,000 円」に、「1,340,000 円」を「1,410,000 円」に、「1,500,000 円」を「1,580,000 円」に、「1,830,000 円」を「1,940,000 円」に、「2,140,000 円」を「2,260,000 円」に、「4,350,000 円」を「4,550,000 円」に、「5,570,000 円」を「5,820,000 円」に、「6,770,000 円」を「7,070,000 円」に、「830,000 円」を「880,000 円」に、「1,010,000 円」を「1,070,000 円」に、「1,120,000 円」を「1,200,000 円」に、「1,420,000 円」を「1,520,000 円」に、「1,660,000 円」を「1,780,000 円」に、「3,880,000 円」を「4,070,000 円」に、「5,100,000 円」を「5,340,000 円」に、「6,290,000 円」を「6,490,000 円」に改め、同表の 6 の項中「410,000 円」を「420,000 円」に、「540,000 円」を「560,000 円」に、「700,000 円」を「730,000 円」に、「920,000 円」を「960,000 円」に、「1,040,000 円」を「1,090,000 円」に、「1,600,000 円」を「1,660,000 円」に、「1,820,000 円」を「1,900,000 円」に、「2,030,000 円」を「2,120,000 円」に、「490,000 円」を「530,000 円」に、「630,000 円」を「680,000 円」に、「990,000 円」を「1,030,000 円」に、「1,310,000 円」を「1,410,000 円」に、「1,720,000 円」を「1,780,000 円」に、「3,320,000 円」を「3,430,000 円」に、「4,060,000 円」を「4,190,000 円」に、「4,650,000 円」を「4,800,000 円」に改め、同表の 7 の項中「それぞれ」の次に「の」を加え、同表の 8 の項中「310,000 円」を「320,000 円」に、「430,000 円」を「460,000 円」に、「720,000 円」を「750,000 円」に、「960,000 円」を「1,020,000 円」に、「1,210,000 円」を「1,300,000 円」に、「2,950,000 円」を「3,150,000 円」に、「3,620,000 円」を「3,870,000 円」に、「4,170,000 円」を「4,460,000 円」に改める。

別表第 4 の 9 の項中「19,000 円」を「17,000 円」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の別表第 1 及び別表第 4 の規定は、この条例の施行の日以後にな

された申請に係る手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、  
なお従前の例による。

## 堺市消防手数料条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号。以下「手数料令」という。）の一部改正により手数料の額が見直されたことに伴い、手数料令を標準として定めている手数料の額について、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行するものであること。



## 堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の 一部を改正する条例

堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 20 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号から第 8 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第 3 条第 1 項中「、規則で定める職員で」を削り、「もの」を「職員で、規則で定めるもの」に改める。

第 4 条及び第 5 条を削る。

第 6 条第 1 項中「第 9 条」を「第 7 条」に改め、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

### (2) 救助活動

第 6 条第 2 項第 3 号中「前項第 3 号」を「前項第 4 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「前項第 2 号」を「前項第 3 号」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 前項第 2 号に掲げる活動に従事した場合 従事 1 回につき 600 円

第 6 条第 3 項ただし書中「第 3 条又は第 5 条」を「前条」に改め、同条第 4 項中「第 1 項第 1 号」の次に「及び第 2 号」を加え、同条を第 4 条とする。

第 7 条を第 5 条とし、第 8 条から第 10 条までを 2 条ずつ繰り上げる。

第 11 条中「から第 5 条まで」を削り、同条を第 9 条とする。

第 12 条第 1 項中「この条例」を「第 3 条及び第 7 条」に改め、「(その額が日額で定められているものに限る。)」及び「の 2 以上」を削り、「支給要件を満たしている手当のうち、手当の額が最も高額であるもの（最も高額であるものが 2 以上ある場合にあっては、それらのうち従事した時間の最も長い勤務に係るもの）」を「同条に規定する手当」に改め、同条第 2 項中「第 6 条第 1 項各号」を「第 4 条第 1 項各号」に改め、同条を第 10 条とする。

第 13 条中「第 6 条」を「第 4 条」に、「第 7 条及び第 8 条」を「第 5 条及び第 6 条」に、

「第7条第1項又は第8条第1項」を「第5条第1項又は第6条第1項」に改め、同条を第11条とする。

第14条を第12条とする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

### (適用区分)

2 この条例による改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた活動手当について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた活動手当については、なお従前の例による。

## 堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の 一部改正について

### 1 改正の趣旨

消防職員に係る特殊勤務手当について、次のとおり見直しを行うこととし、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

- (1) 指令管制手当を廃止すること。
- (2) 救助隊員手当を廃止し、活動実績に応じて支給する活動手当の対象に救助活動を追加すること。

### 2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行すること。



## 堺市環境整備資金貸付基金条例を廃止する条例

堺市環境整備資金貸付基金条例（昭和 39 年条例第 33 号）は、廃止する。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の堺市環境整備資金貸付基金条例（以下「旧条例」という。）第 3 条の規定による貸付けを受けている者に係る貸付金の償還等については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までに旧条例第 3 条の規定による貸付けを受けようとする者は、その旨の申請を平成 30 年 12 月 31 日までに所定の手続に従い堺市上下水道事業管理者に対して行うとともに、平成 31 年 2 月 28 日までに当該申請に係る同条に規定する工事の完了（堺市下水道条例（昭和 37 年条例第 6 号）第 7 条第 1 項に規定する工事の完了検査に合格することをいう。）及び貸付金の請求をしなければならない。

## 堺市環境整備資金貸付基金条例の廃止について

### 1 廃止理由

環境整備資金貸付制度については、公共下水道の整備がおおむね完了したことに伴い、利用件数の減少傾向が顕著となっていることから、市民サービスの向上と業務コストとの均衡に鑑み、民間活力を利用することとし、当該貸付制度を廃止するものであること。

### 2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日から施行することである。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行することである。

## 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的 北清水建替住宅建設工事

2 工事概要 住宅建設工事

住棟新築 鉄筋コンクリート造地上 9 階建 延べ面積 4,268.25m<sup>2</sup>

ごみ置場新築 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上平屋建 延べ面積 14.48m<sup>2</sup>

屋外附帯

昇降機設備工事

3 契約の相手方 堺市北区新金岡町 5 丁 6 番 503 号

株式会社橋爪工務店

代表取締役 新後 修

4 契約金額 745,364,160 円

うち取引に係る消費税額等 55,212,160 円

5 仮契約の日 平成 30 年 1 月 17 日

## 工事請負契約の締結について

1 契約の締結方法 一般競争入札

2 工事期間 議会の議決を経た翌日から  
平成 31 年 12 月 20 日まで

3 入札執行日時 平成 29 年 12 月 14 日 午前 10 時 00 分

4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

参 加 者	経 過	第 1 回	備 考
道岡建設工業株式会社		666,360,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
株式会社隆栄建設		672,300,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
株式会社源建設工業		676,800,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
株式会社橋爪工務店		690,152,000	落札（低入札価格調査の結果）
株式会社山口工務店		690,500,000	
株式会社大森工務店		696,980,000	
大容建設株式会社		辞退	
利晃建設株式会社		辞退	
堺土建株式会社		辞退	

(備考) 予定価格 820,672,000 円、調査基準価格 755,798,000 円

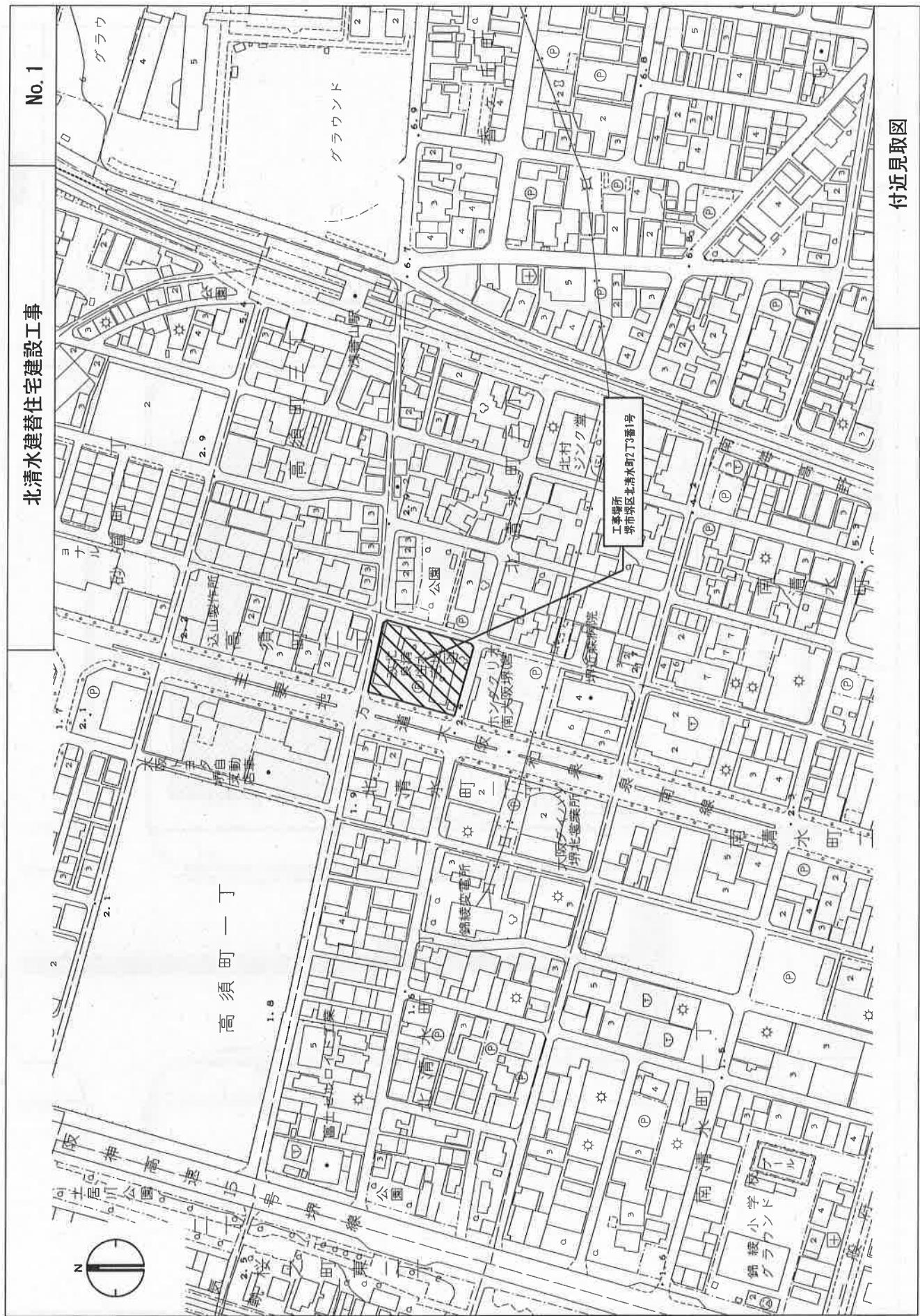
上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の 8% に相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。

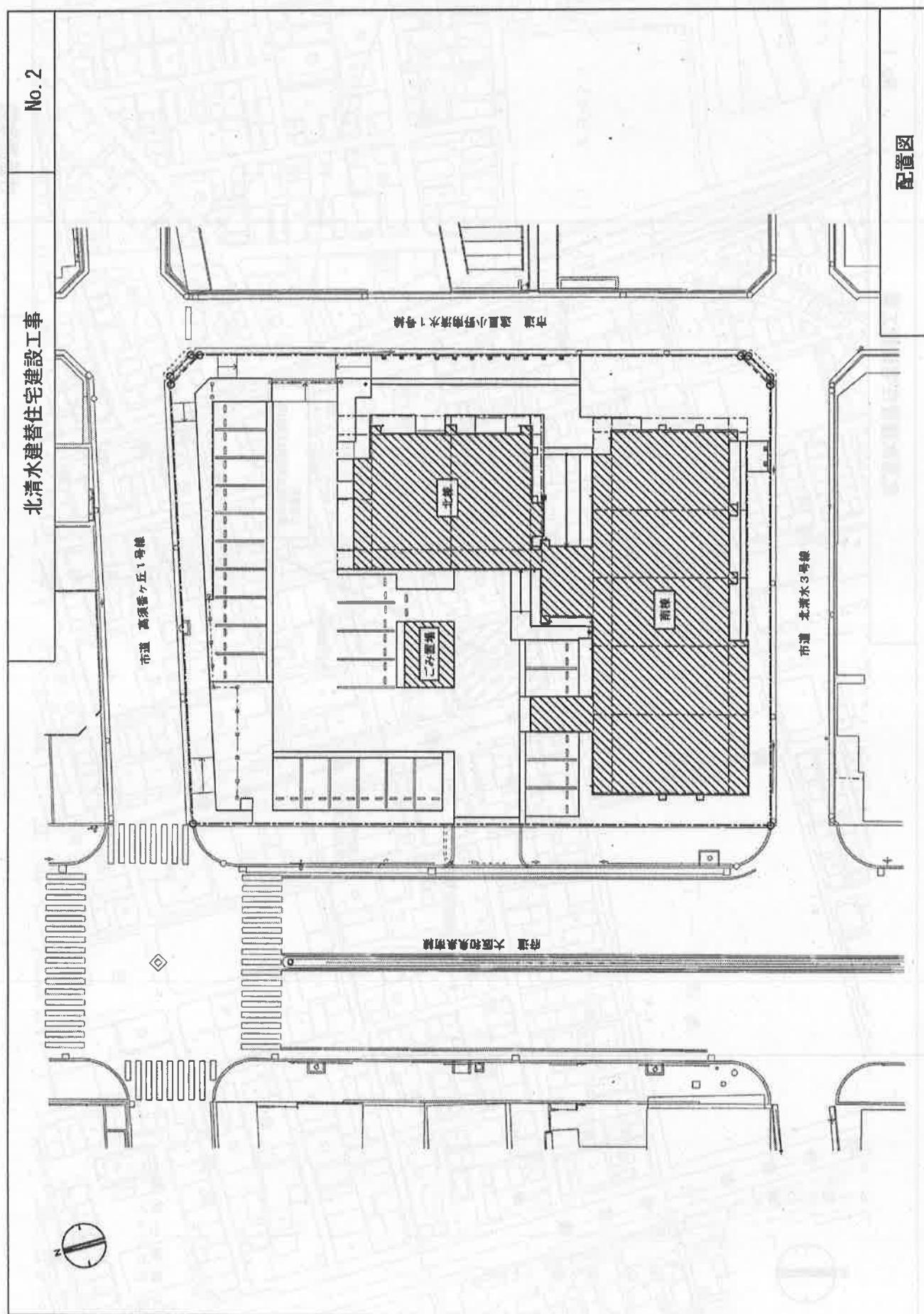
北清水建替住宅建設工事

No. 1

工事場所  
堺市堺区北清水町2丁3番1号

付近見取図





## 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的 大仙西町団地2棟外建替住宅建設工事（第1工区）

2 工事概要 住宅建設工事

住棟新築 鉄筋コンクリート造地上7階建 延べ面積 5,986.27m<sup>2</sup>

ごみ置場新築 鉄筋コンクリート造地上平屋建 2棟 延べ面積 41.68m<sup>2</sup>

バイク置場新築 鉄骨造地上平屋建 2棟 延べ面積 20.50m<sup>2</sup>

歩行者デッキ新築 鉄筋コンクリート造

屋外附帯

昇降機設備工事

3 契約の相手方 堺市西区宮下町12番1号

堺土建株式会社

代表取締役 下川 好隆

4 契約金額 1,168,560,000円

うち取引に係る消費税額等 86,560,000円

5 仮契約の日 平成30年1月17日

## 工事請負契約の締結について

1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札

(地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項による)

2 工事期間 議会の議決を経た翌日から

平成 31 年 11 月 20 日まで

3 入札執行日時 平成 29 年 12 月 27 日 午前 10 時 00 分

4 入札参加者及び経過 下記のとおり

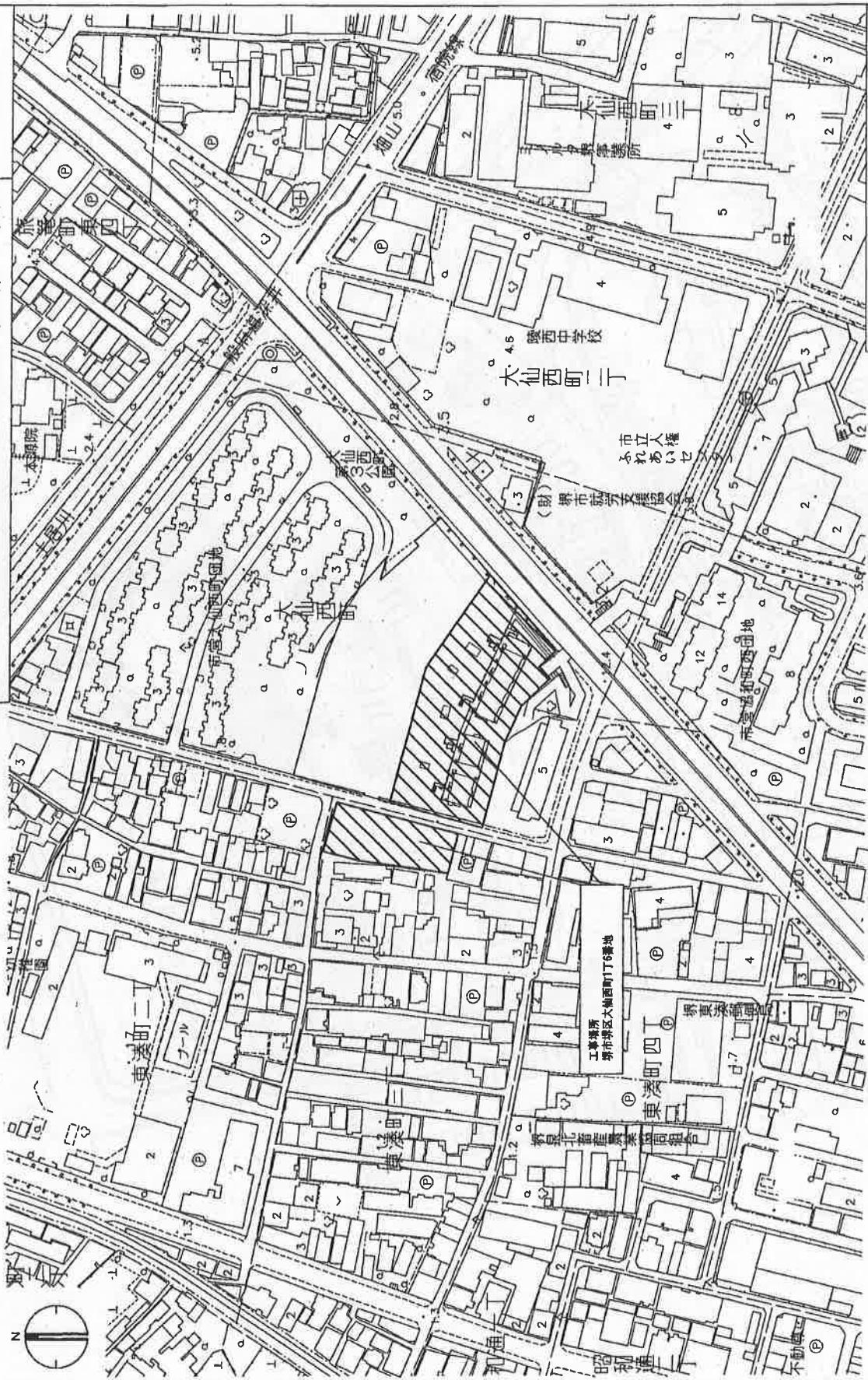
経過 参 加 者	技術 評価点	第 1 回入札金額 (単位 円)	評価値	備 考
国誉建設株式会社	114.5	1,008,000,000	11.359	低入札価格調査の結果、落札者としない
堺土建株式会社	112.5	1,082,000,000	10.397	落札（低入札価格調査の結果）
株式会社木綿麻建設	109	1,082,700,000	10.067	

(備考) 予定価格 1,248,654,000 円、調査基準価格 1,152,722,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の 8% に相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。

大仙西町団地2棟外建替住宅建設工事（第1工区）

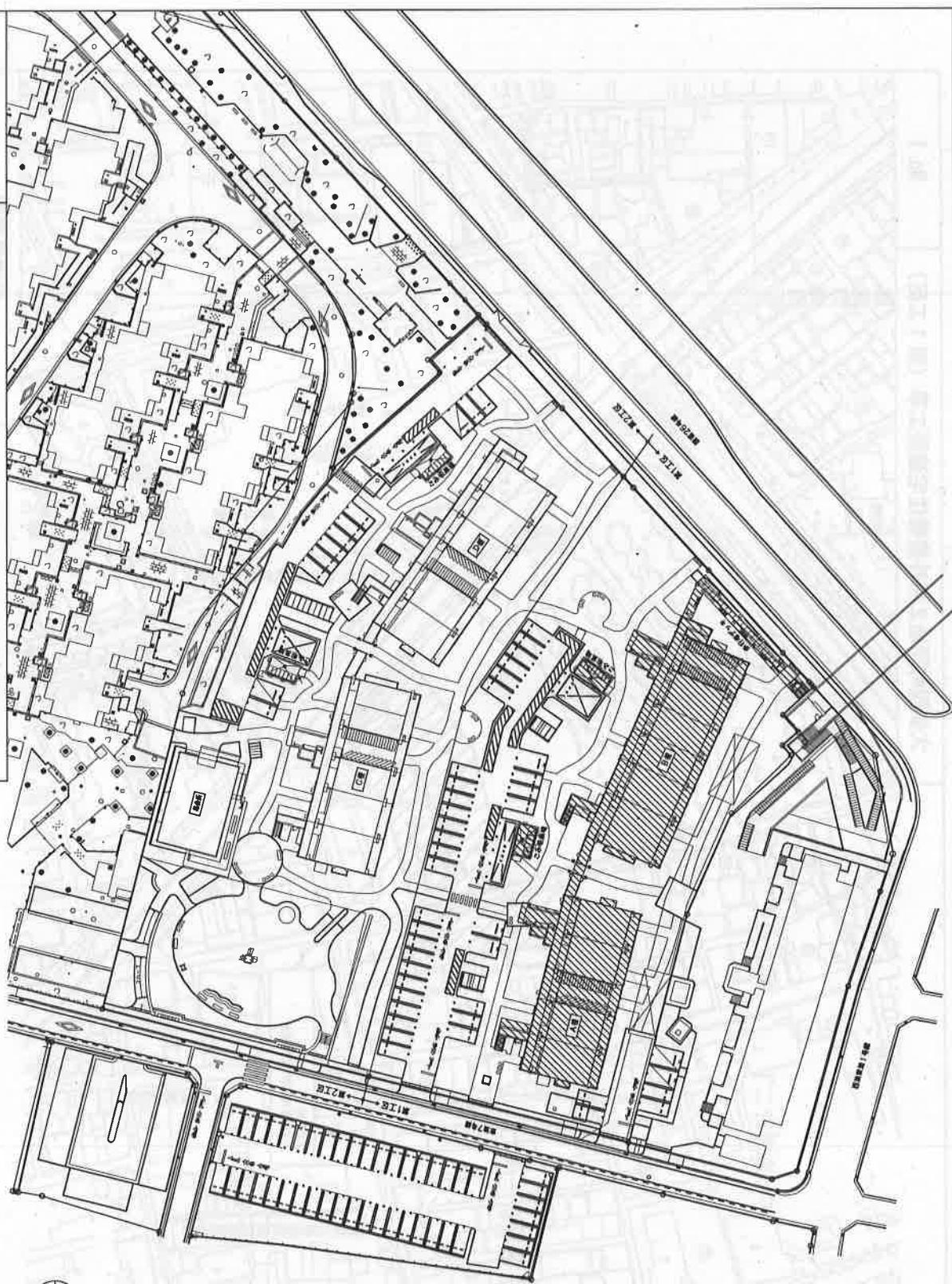
No. 1



付近見取図

大仙西町団地2棟外建賃住宅建設工事（第1工区）

No. 2



配置図

## 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的 大仙西町団地2棟外建替住宅建設工事（第2工区）

2 工事概要 住宅建設工事

住棟新築 鉄筋コンクリート造地上7階建 延べ面積 5,860.68m<sup>2</sup>

集会所新築 鉄筋コンクリート造地上平屋建 延べ面積 178.76m<sup>2</sup>

ごみ置場新築 鉄筋コンクリート造地上平屋建 2棟 延べ面積 41.72m<sup>2</sup>

バイク置場新築 鉄骨造地上平屋建 延べ面積 20.50m<sup>2</sup>

自転車置場新築 鉄骨造地上平屋建 2棟 延べ面積 12.40m<sup>2</sup>

東屋新築 鉄骨造地上平屋建 延べ面積 9.00m<sup>2</sup>

屋外附帯

昇降機設備工事

3 契約の相手方 堺市堺区永代町5丁1番10号

株式会社木綿麻建設

代表取締役 中東 栄

4 契約金額 1,156,248,000円

うち取引に係る消費税額等 85,648,000円

5 仮契約の日 平成30年1月22日

## 工事請負契約の締結について

1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札

(地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項による)

2 工事期間 議会の議決を経た翌日から

平成 31 年 11 月 20 日まで

3 入札執行日時 平成 29 年 12 月 27 日 午前 10 時 30 分

4 入札参加者及び経過 下記のとおり

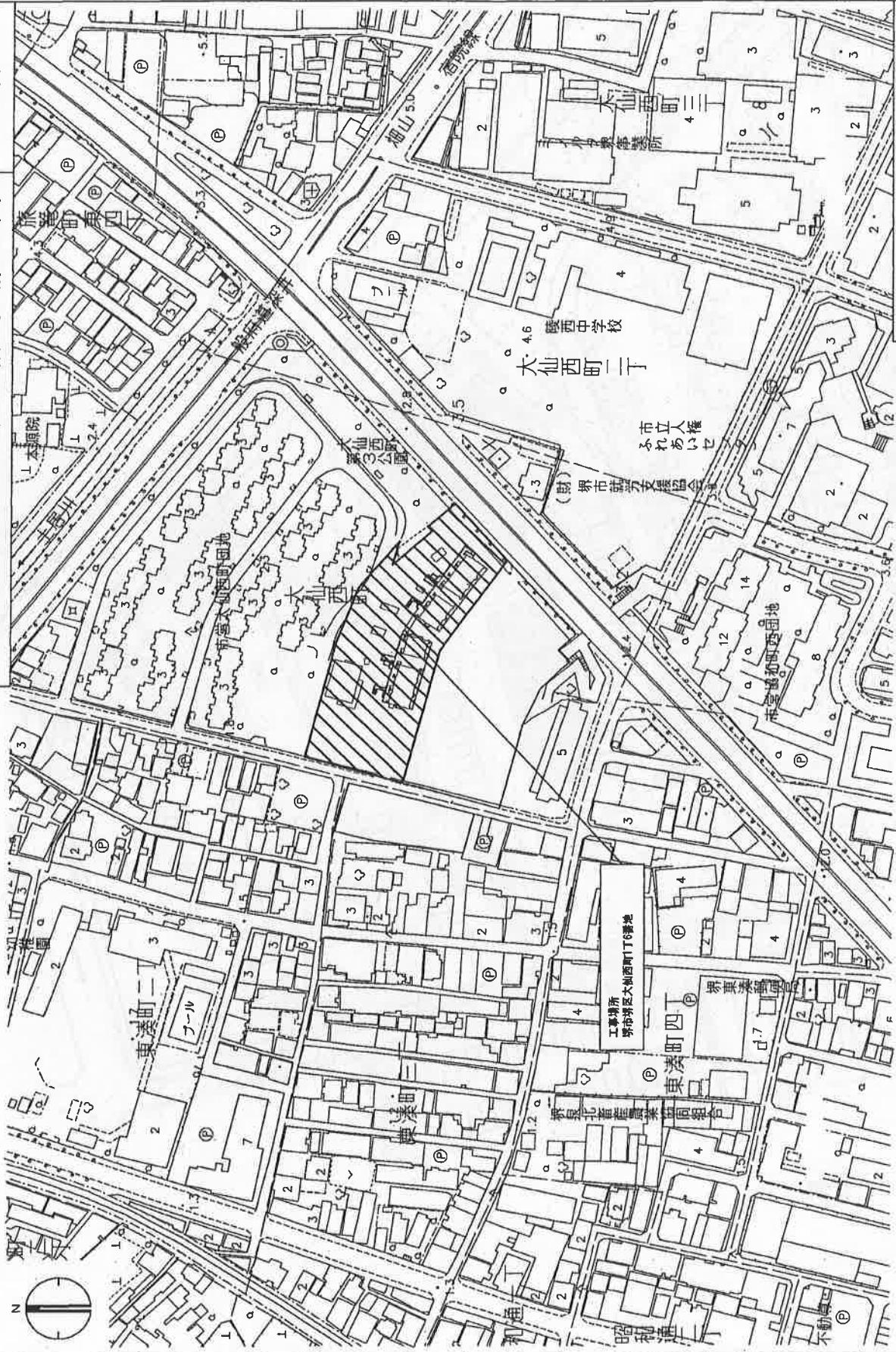
経過 参 加 者	技術 評価点	第 1 回入札金額 (単位 円)	評価値	備 考
国誉建設株式会社	114.5	989,000,000	11.577	低入札価格調査の結果、落札者としない
株式会社木綿麻建設	109	1,070,600,000	10.181	落札（低入札価格調査の結果）
堺土建株式会社	111.5	1,165,000,000	9.570	

(備考) 予定価格 1,249,661,000 円、調査基準価格 1,153,428,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の 8% に相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。

大仙西町団地2棟外建替住宅建設工事（第2工区）

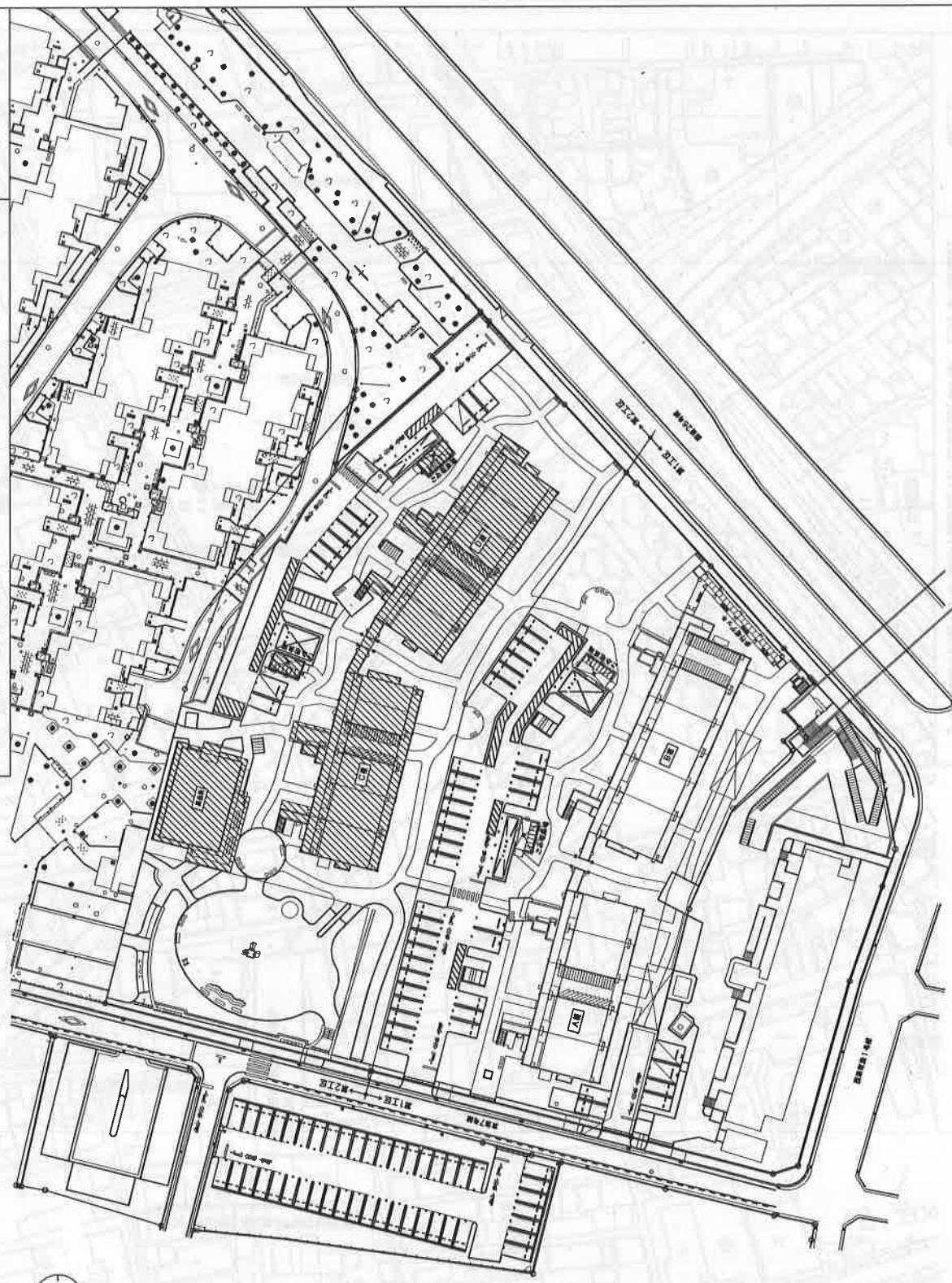
No. 1



付近見取図

大仙西町団地2棟外建替住宅建設工事（第2工区）

No.2



配置図

## 南海高野線初芝 1 号踏切道改良工事の 委託に関する基本協定の変更について

次のとおり工事委託協定の内容を一部変更する。

1 協定の目的 南海高野線初芝 1 号踏切道改良工事

2 協定の相手方 住所 大阪市中央区難波五丁目 1 番 60 号  
氏名 南海電気鉄道株式会社

取締役社長 遠北 光彦

3 協定金額 変更前 270,000,000 円

うち取引に係る消費税額等 2,958,993 円

変更後 358,690,000 円

うち取引に係る消費税額等 3,827,000 円

## 南海高野線初芝 1 号踏切道改良工事の 委託に関する基本協定の変更について

- 1 変更する内容 南海高野線初芝 1 号踏切道改良工事の委託に関する基本協定  
の協定金額の変更
- 2 協定金額の変更 變更額（増） 88,690,000 円  
うち取引に係る消費税額等 868,007 円
- 3 変更理由 軌道内の綿密な現地測量を行ったところ、設置するレール  
の伸縮継目と緩和曲線の始点との離隔が車両車軸幅以上確保  
されておらず、伸縮継目部でレールに横抵抗力がかかり、伸  
縮継目を存置しておくと長期の使用強度が不足し、安全性の  
確保が困難となることが判明した。そのため、継ぎ目のない  
レールでの復旧に必要な工事への仕様変更等に係る所要額の  
見直しが必要となったため、協定金額を増額変更するもので  
ある。

## 物品の買入れについて

次のとおり消防行政統合システム機器一式の買入れを行うものとする。

1 購入先 住所 大阪市北区中之島二丁目3番18号

氏名 株式会社日立製作所 関西支社

支社長 秋野 啓一

2 購入金額 2,138,400,000円

うち取引に係る消費税額等 158,400,000円

3 仮契約の日 平成30年1月22日

## 物品の買入れについて

1 契約の締結方法	総合評価一般競争入札 (地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 項による)			
2 納入期間	議会の議決を経た翌日から 平成 32 年 3 月 31 日まで			
3 入札執行日時	平成 29 年 11 月 29 日 午前 10 時 00 分			
4 入札参加者及び経過	下記のとおり			
参 加 者	経 過	第 1 回入札金額 (単位 円)	総合評価点	備 考
株式会社日立製作所 関西支社		1,980,000,000	880.0	落札
富士通株式会社 関西支社		2,236,500,000	804.7	
協和テクノロジーズ株式会社				辞退

上記金額は入札書記載金額で、当該金額に 8 %相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額である。

## PFIによる大浜体育館建替整備運営事業に係る 事業契約の締結について

次のとおり契約を締結する。

- 1 契約の目的 大浜体育館建替整備運営事業に係る設計、建設、維持管理及び運営
- 2 事業の概要 新設する大浜体育館の設計、建設、工事監理、維持管理及び運営と併せて、大浜公園野球場、大浜公園テニスコート、大浜公園相撲場、三宝公園野球場、浅香山公園野球場並びに土居川公園テニスコートの維持管理及び運営を一体的に行う
- 3 契約の相手方 堺市西区宮下町 12 番 1 号  
つながリーナ大浜 P F I 株式会社  
代表取締役 浮穴 浩一
- 4 契約金額 8,566,860,240 円  
うち取引に係る消費税額等 634,582,240 円
- 5 仮契約の日 平成 30 年 1 月 31 日

### [根拠]

特定事業契約を締結する場合においては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条の規定により、あらかじめ議会の議決を得る必要があるため。

## PFIによる大浜体育館建替整備運営事業に係る 事業契約の締結について

1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札  
(地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項による)

2 履行期間 平成 30 年 4 月 1 日から  
平成 48 年 3 月 31 日まで

3 入札執行日時 平成 29 年 10 月 20 日 午前 11 時 00 分

### 4 選定の経過

#### (1) 入札参加者

- ① D グループ 代表企業 大和リース株式会社 大阪本店
- ② M グループ 代表企業 美津濃株式会社
- ③ N グループ 代表企業 NEC キャピタルソリューション株式会社
- ④ H グループ 代表企業 株式会社フージャースホールディングス

#### (2) 審査経過

平成 29 年 4 月 18 日 堺市 PFI 事業検討委員会

(落札者基準等の審議)

平成 29 年 11 月 17 日 堺市 PFI 事業検討委員会

(提案書審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査、

最優秀提案の選定)

#### (3) 堺市 PFI 事業検討委員会委員

委員長 関西大学・大阪府立大学 名誉教授 宮本 勝浩

委員 弁護士法人興和法律事務所 弁護士 岩本 安昭

委員 大阪大学 大学院工学研究科 教授 加賀 有津子

委員 関西大学 環境都市工学部 准教授 橋寺 知子  
 委員 大阪体育大学 大学院スポーツ科学研究科スポーツマネジメント分野  
 教授 藤本 淳也  
 委員 大阪府立大学 特命副学長（地域連携・生涯学習担当）高等教育推進  
 機構 教授 山本 章雄  
 委員 有限責任監査法人トーマツ 公認会計士 湯本 規子

#### (4) 選定方法

総合評価一般競争入札により、市が入札価格の確認及び基礎審査を行い、検討委員会が落札者決定基準に基づき、具体的な提案内容の審査及び評価を行った。

##### ① 性能の評価（性能点の算出）

性能の評価として、入札参加者から提出された提案書類の内容を、審査項目ごとの視点から審査を行った。

審査項目	配点	D	M	N	H
I 性能点	1000	770.0	750.0	657.5	482.5
1 PFI事業に係る計画全体に関する事項	250	207.5	195.0	180.0	102.5
(1)事業実施の基本方針	30	22.5	22.5	22.5	15.0
(2)事業の実施体制	30	30.0	30.0	22.5	15.0
(3)資金計画、収支計画及び事業実績	60	45.0	45.0	45.0	15.0
(4)各種リスクへの対応	20	15.0	15.0	15.0	10.0
(5)地域経済への波及効果・活性化	60	60.0	45.0	45.0	30.0
(6)まちづくりと地域の賑わいづくりへの貢献	20	15.0	15.0	15.0	5.0
(7)大浜公園の魅力向上	20	15.0	15.0	10.0	10.0
(8)特筆すべき提案、魅力ある提案	10	5.0	7.5	5.0	2.5
2 新体育館施設整備に関する事項	400	300.0	312.5	280.0	205.0
(1)新体育館のコンセプト、全体計画	50	37.5	50.0	37.5	25.0
(2)アリーナ棟の計画・大規模大会等開催時の計画	60	45.0	45.0	45.0	30.0
(3)武道館棟の計画	60	45.0	45.0	45.0	30.0
(4)コミュニティ空間の計画	50	37.5	37.5	25.0	37.5
(5)新体育館の設備計画・器具備品計画	30	22.5	22.5	15.0	7.5
(6)安心・安全（防災）への配慮	40	30.0	30.0	30.0	20.0
(7)施工計画・工事中の周辺環境への配慮	40	30.0	30.0	30.0	20.0
(8)環境性・経済性・保全性への配慮	30	22.5	22.5	22.5	15.0
(9)周辺環境と調和したデザイン計画	40	30.0	30.0	30.0	20.0
3 新体育館及び既存施設の運営及び維持管理・修繕に関する事項	300	225.0	217.5	172.5	150.0
(1)運営業務の基本方針、体制及び平等利用の考え方	50	37.5	37.5	25.0	25.0

(2)運営日数・運営時間・利用料金・広報・情報発信の考え方	40	30.0	30.0	20.0	20.0
(3)人員配置、人材育成、研修計画、苦情対応の考え方	30	22.5	15.0	15.0	15.0
(4)災害時初動体制・安全管理・警備業務	30	22.5	22.5	15.0	15.0
(5)自主事業の実施計画（スポーツ教室・物販等）	60	45.0	45.0	30.0	15.0
(6)維持管理・修繕の取組方針及び体制	60	45.0	45.0	45.0	45.0
(7)開業準備・引継ぎ業務	30	22.5	22.5	22.5	15.0
<b>4 自主提案施設に関する事項</b>	<b>50</b>	<b>37.5</b>	<b>25.0</b>	<b>25.0</b>	<b>25.0</b>
(1)自主提案施設の施設計画及び安定性・確実性	30	22.5	15.0	15.0	15.0
(2)自主提案施設と新体育館及び大浜公園との相乗効果	20	15.0	10.0	10.0	10.0

## ② 價格点の算出

価格点は、以下の算定式により算出した。

価格点 = (最低入札価格 ÷ 各入札参加者の入札価格) × 価格点の配点 (1,000 点)

※小数点第 2 位以下を切上げ

	D グループ	M グループ	N グループ	H グループ
入札価格	8,566,860,240	8,450,611,117	8,219,963,445	8,533,453,810
価格点	959.6	972.8	1,000.0	963.3

## ③ 総合評価点の算出

総合評価点は、以下の算定式により算出した。

総合評価点 = 性能点 × 0.7 + 價格点 × 0.3

	D グループ	M グループ	N グループ	H グループ
性能点	770.0	750.0	657.5	482.5
価格点	959.6	972.8	1,000.0	963.3
総合評価点	826.9	816.8	760.3	626.7

## ④ 最優秀提案者の選定

D グループを最優秀提案者として選定した。

## ⑤ 選定結果

市は、検討委員会の選定結果をもとに、最優秀提案者（D グループ）である大和リ－

ス株式会社大阪本店を代表企業とするグループを落札者として決定した。

## 5 特別目的会社の設置

本契約は、大浜体育館建替整備運営事業の落札者に決定した当該グループが、本事業に係る設計、建設、工事監理、維持管理及び運営を行うことを目的として設立した特別目的会社である「つながリーナ大浜PFI株式会社」との間で契約する。



## 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立大浜体育館			
堺市大浜公園野球場			
堺市大浜公園テニスコート			(堺市立大浜体育館) 平成 30 年 4 月 1 日から 平成 48 年 3 月 31 日まで
堺市大浜公園相撲場	堺市西区宮下町 12 番 1 号	つながりーナ大浜 P F I 株式会社	(上記以外の施設) 平成 33 年 4 月 1 日から 平成 48 年 3 月 31 日まで
堺市三宝公園野球場			
堺市浅香山公園野球場			
堺市土居川公園テニスコート			

ただし、堺市立大浜体育館は、大浜体育館建替整備運営事業において設計、建設した建て替え後の体育館とする。

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

## 指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立大浜体育館、堺市大浜公園野球場、堺市大浜公園テニスコート、堺市大浜公園相撲場、堺市三宝公園野球場、堺市浅香山公園野球場、堺市土居川公園テニスコートの指定管理者として、つながリーナ大浜 P F I 株式会社を指定し、その管理を行わせようとするものである。

### 2 指定管理者の概要

名 称	設立年月日	設立目的	事 業 実 績
つながリーナ大浜 P F I 株式会社	平成 30 年 1 月 24 日	大浜体育館建替整備運営事業に係る設計、建設、工事監理、維持管理及び運営	大浜体育館建替整備運営事業に係る設計、建設、工事監理、維持管理及び運営を目的に設立された法人である。

### 3 選定の方法及び理由

つながリーナ大浜 P F I 株式会社は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づき実施する、大浜体育館建替整備運営事業の落札者に決定した大和リース株式会社大阪本店を代表企業とするグループが、当該事業の実施を目的として設立した特別目的会社である。

当該団体は、本市のスポーツ振興及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を發揮させ、効果的かつ効率的な管理運営能力を十分に有しております、堺市立体育館条例（昭和 60 年条例第 8 号）第 16 条第 3 項及び堺市公園条例（昭和 35 年条例第 18 号）第 27 条第 3 項に規定する要件に適合すると認められることから、堺市立体育館条例第 16 条の 2 第 1 項及び堺市公園条例第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づき選定したものである。

## 児童自立支援施設に関する事務の委託に関する 協議について

児童自立支援施設に関する事務の委託について、平成 29 年 3 月 30 日議決を経て定めた児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約を改正する次の規約案をもって大阪府と協議する。

[根 拠]

地方自治法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

## 児童自立支援施設に関する事務の委託に関する 規約の一部を改正する規約案

児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約の一部を次のように改正する。

第5条中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

### 附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

## 児童自立支援施設に関する事務の委託に関する 協議について

地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定により本市が委託した児童自立支援施設に関する事務を変更するために、同条第 2 項の規定による大阪府との協議について、同条第 3 項の規定において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約第 5 条において、委託期間は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとするとしたが、堺市立の児童自立支援施設を整備するまでの当面 1 年間、委託期間を変更するものである。



## 包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 契約の金額 15,000,000円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払
- 5 契約の相手方 兵庫県川西市\*\*\*\*\*  
公認会計士 酒井 清

### [根 拠]

地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。



## 市道路線の認定について

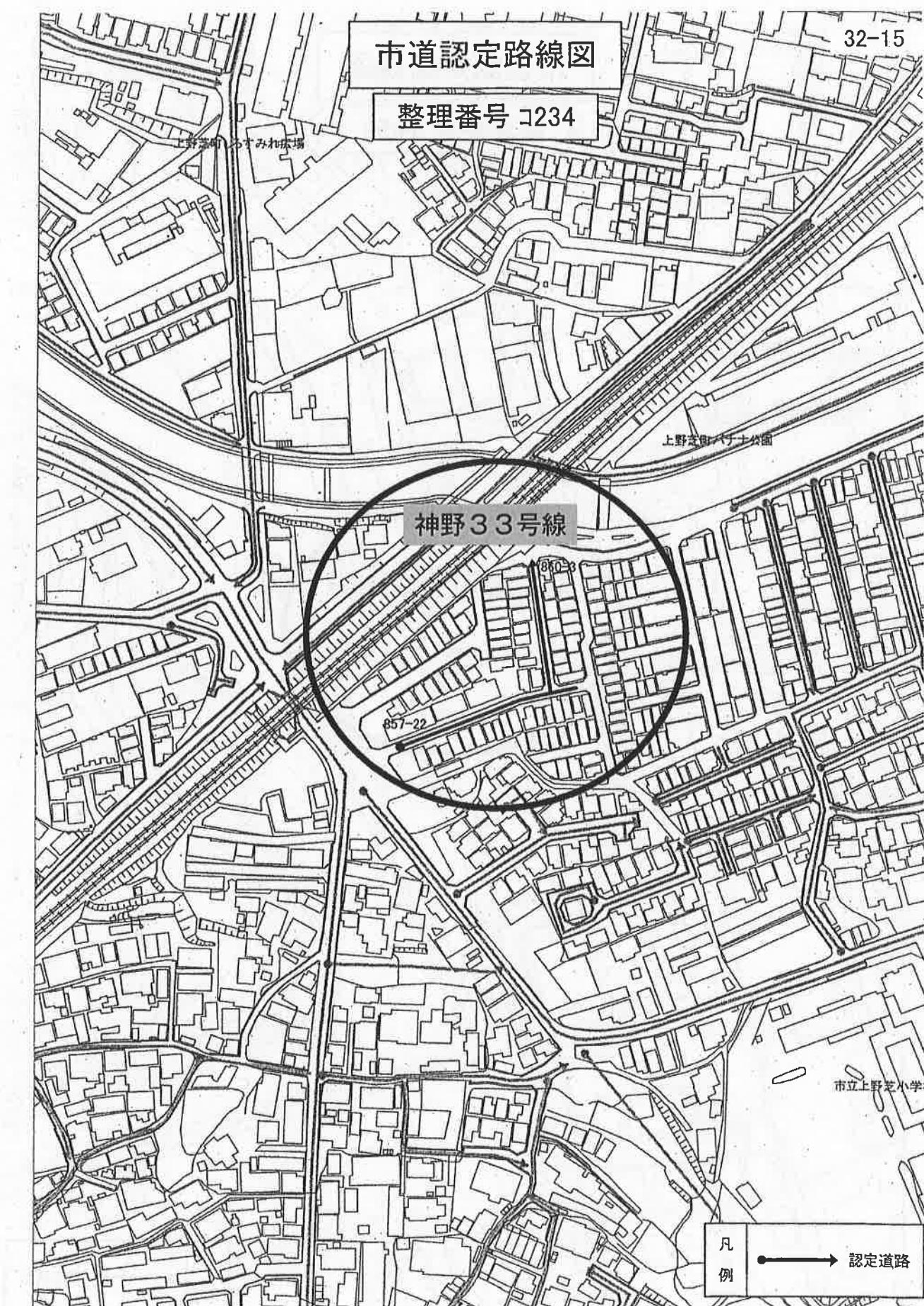
市道路線を別紙調書のとおり認定する。

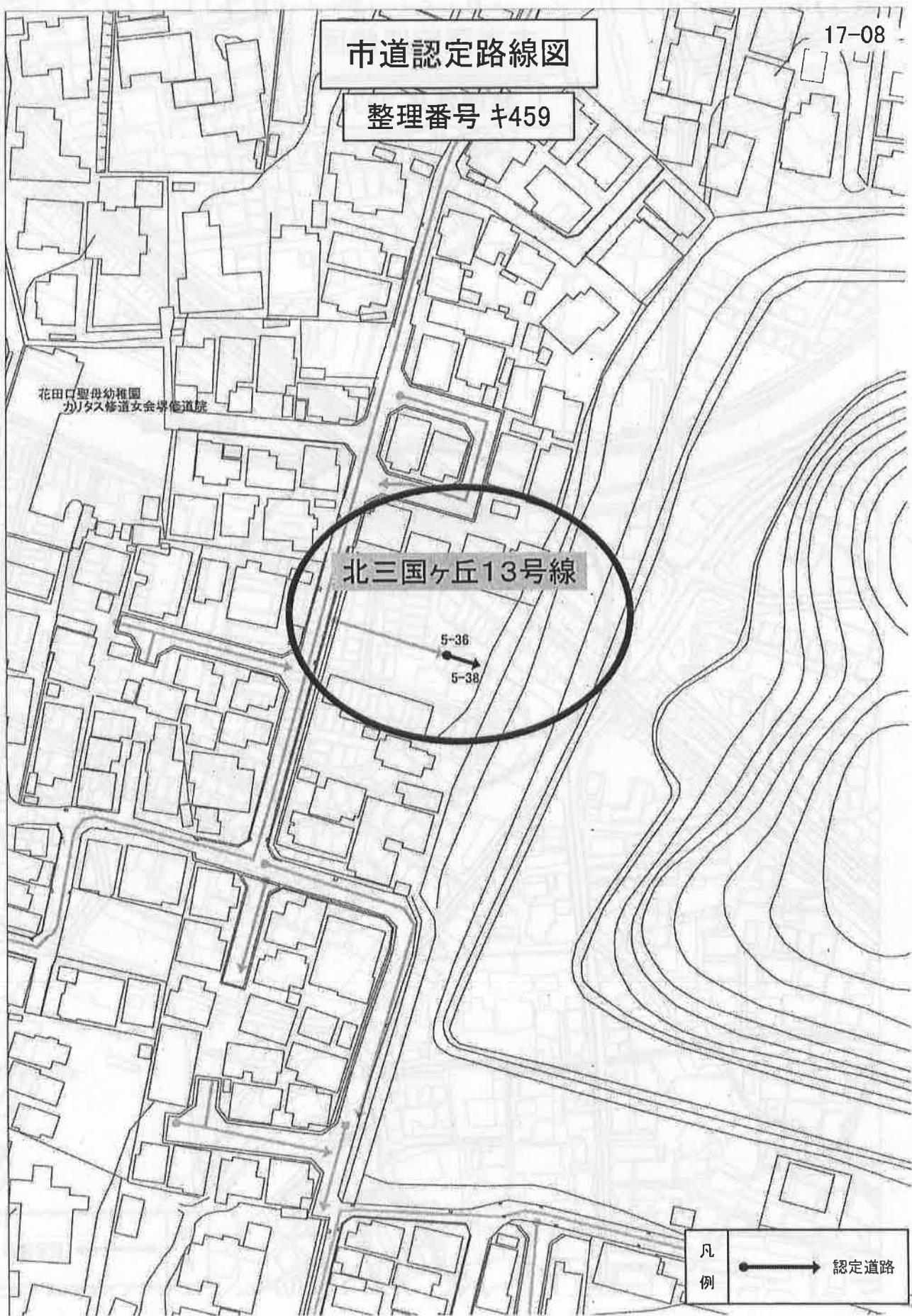
[根 拠]

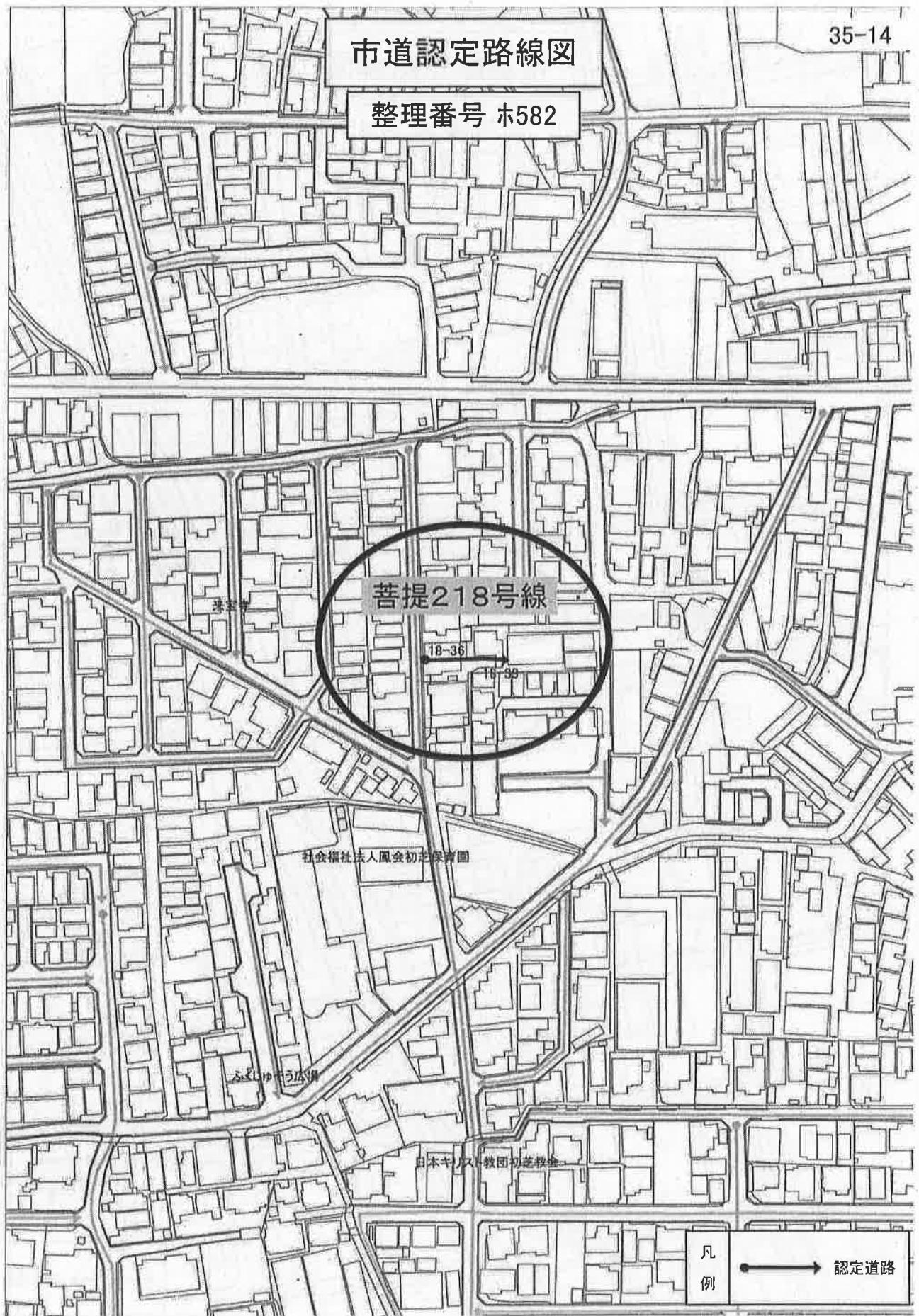
道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

## 市 道 路 線 認 定 調 書

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地	付記
5234	神野33号線	西区神野町1丁857番22地先 西区神野町1丁860番3地先		地元要望
5459	北三国ヶ丘13号線	堺区北三国ヶ丘町1丁5番36地先 堺区北三国ヶ丘町1丁5番38地先		開発に伴う寄付
5582	菩提218号線	東区菩提町5丁18番36地先 東区菩提町5丁18番39地先		"
5545	東雲西16号線	堺区東雲西町4丁26番7地先 堺区東雲西町4丁26番3地先		都市計画法第39条による帰属
5546	宿屋町東3号線	堺区宿屋町東3丁6番1地先 堺区宿屋町東3丁6番5地先		"
5280	土塔208号線	中区土塔町2002番33地先 中区土塔町2002番43地先		"
7687	深井東23号線	中区深井東町2648番25地先 中区深井東町2648番25地先		"









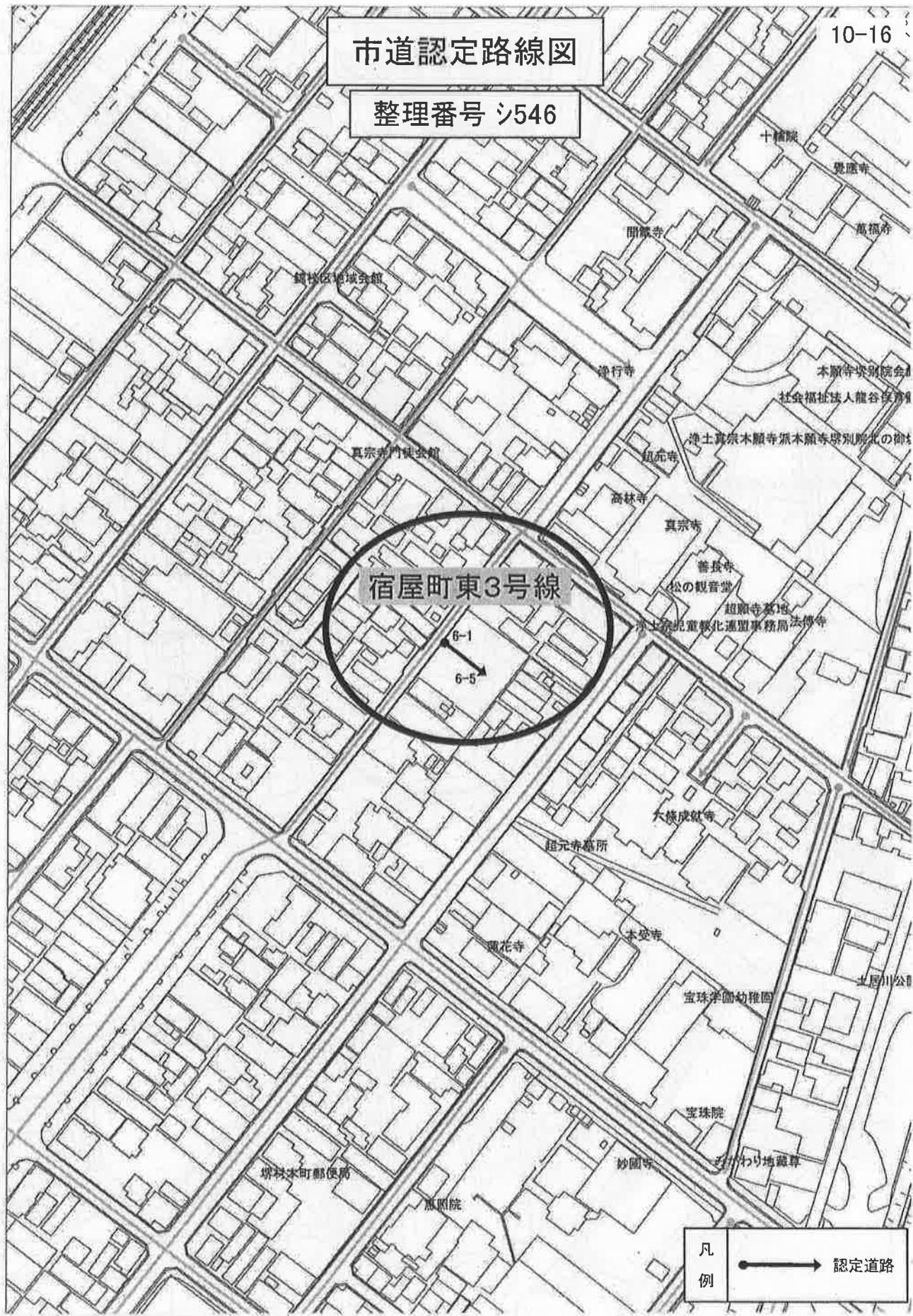
## 市道認定路線図

整理番号 シ546

10-16

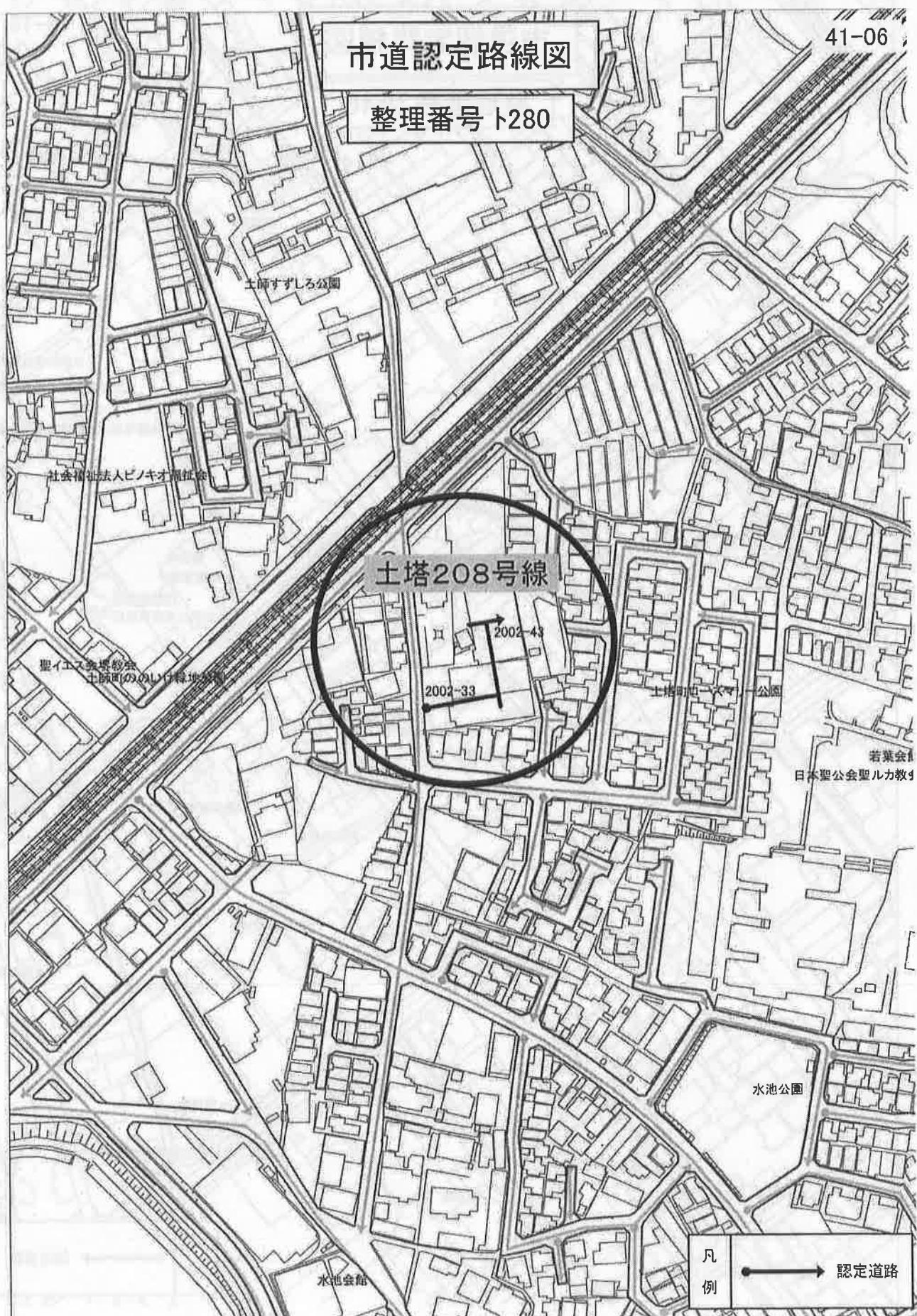
宿屋町東3号線

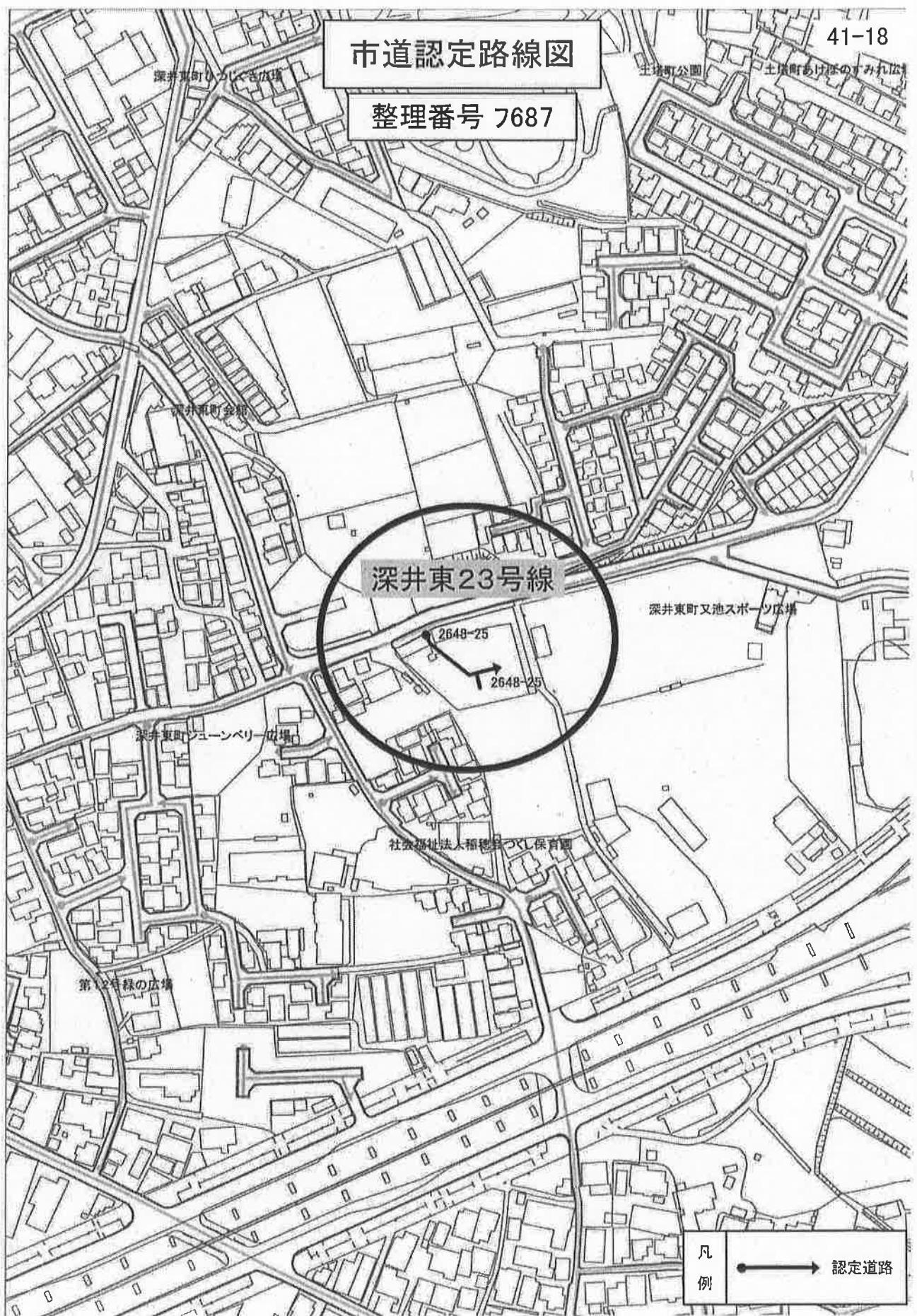
6-1



凡例

認定道路







## 大字下共有地処分について

次のとおり大字下共有地を処分する。

### 1 処分物件の表示

所 在 地		地目	地積 (m <sup>2</sup> )		備 考
町 名	地 番		公簿面積	処分面積	
堺市西区浜寺南町 2 丁	2 番 1	雑種地	637	637.85	

### 2 処分者

浜寺元町自治会

代表者 堀市西区\*\*\*\*\* 会長 \*\*\*

### 3 処分の相手方

堺市堺区宿院町東 1 丁 1 番 20 号

株式会社住宅情報サービス 代表取締役 池田 龍男

### 4 処分金額

金 100,000,000 円

### 5 処分理由

地元公益事業費に充当するため。

(議案第 45 号説明資料)

## 大字下共有地処分について

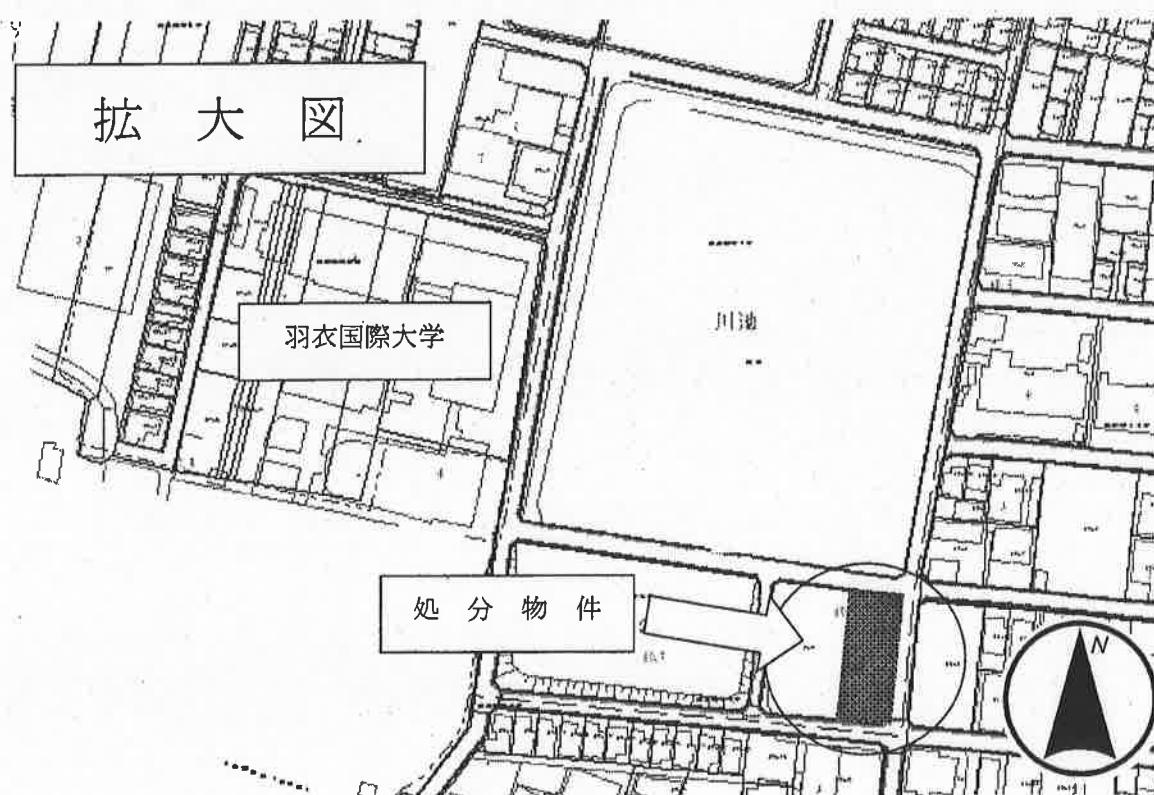
### 1 処分金配分内訳及び処分金使途計画

自治会名	配分金（円）	使途計画	金額（円）	備 考
浜寺元町自治会	100,000,000	地元公益事業費	80,000,000	
		堺市に対する納付金	20,000,000	20%相当額
計			100,000,000	

### 2 処分物件所在地付近見取図

別紙のとおり

## 処分物件所在地付近見取図





報告第 1 号

## 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、  
その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。



専決第 8 号

## 損害賠償の額の決定の専決について

損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 1 月 25 日

堺市長 竹山修身

### 【専決する理由】

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

車両人身事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

1 損害賠償の額 金 1,200,000 円

2 損害賠償の相手方 堺市堺区\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

## 損害賠償の額の決定について

平成 29 年 6 月 5 日（月）午後 1 時 50 分ごろ、堺市堺区神保通 2 番地先の交差点において、住宅改良課職員が本市車両を運転中、相手方の自転車と接触し、負傷させたもの。

その後、相手方と損害賠償の額について交渉を重ねた結果、金 1,200,000 円で合意に至ったものである。



## 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。



専決第 7 号

## 損害賠償の額の決定の専決について

損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 1 月 25 日

堺市長 竹山修身

### [専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

住宅損傷に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

1 損害賠償の額 金 2,739,345 円

2 損害賠償の相手方 堺市堺区\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

## 損害賠償の額の決定について

平成 29 年 10 月 23 日(月)午前 1 時ごろ、堺市堺区榎元町 3 丁 160-3 向泉寺公園において、倒木により、公園に隣接した住宅の一部を損傷させたもの。

その後、損害賠償について交渉を重ねた結果、金 2,739,345 円で合意に至ったものである。



## 地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

【根 拠】

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

## 1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(環境事業部)

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
84	29.11.29	684,274	門真市四宮6-2-29	陸整自動車用品株式会社 代表取締役 金森孝至	平成29年8月23日(水) 午前10時50分ごろ、 堺市西区太平寺8-1地 先において、環境事業所 職員が本市車両を後退さ せた際、直進して来た相 手方所有の車両に接触 し、損傷させたもの。

(土木部)

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
6	30.1.18	140,000	大阪市阿倍野区 ***** **	*****	平成27年5月16日(土) 午後2時30分ごろ、堺 市南区檜尾3556-4番 地先、府道和田福泉線 (現)から右折する際に 道路側溝を横断したと ころ、突然、側溝蓋が落 ち込むと同時に車両と接 触し、車両右側下部を損 傷したもの。
11	30.1.29	751,000	堺市北区金岡町 2725番地	社会福祉法人 大阪福祉会 理事長 盛尾季史	平成29年10月10日(火) 午後4時40分ごろ、堺 市東区引野町1丁16番 地先にて、送迎者を下車 させようと道路左側に車 寄せた際、水路鉄蓋が はねあがり、車両底部を 損傷したもの。

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
83	29.11.29	108,443	大阪市東住吉区 今林4丁目16-15	株式会社今新 代表取締役 立石浩一	平成29年10月13日(金) 午後2時30分ごろ、堺市東区菩提町5丁253-2番地先、市道菩提東西線を走行中、対向車を避けようと左へ車を寄せながら通過したところ、ガードレールの突起物に車両側面が接触し、損傷したもの。
90	29.12.28	275,957	堺市南区 *** ***** ***	*****	平成29年10月23日(月) 午前1時10分ごろ、堺市中区深井北町637番2地先、府道堺狭山線を走行中、台風21号による雑木の倒木を避けきれず、車両のフロントガラス等を損傷したもの。
88	29.12.25	254,534	岸和田市 *** ***	*****	平成29年10月29日(日) 午後6時ごろ、堺市西区浜寺公園町4丁地先、府道大阪臨海線(現)を走行中、浜寺大橋のジョイント部に舗装の剥離があり、その段差により右側前後のタイヤ及びホイールを損傷したもの。
89	29.12.28	15,552	堺市南区 *** *****	*****	平成29年11月5日(日) 午後4時ごろ、堺市西区石津西町11地先、阪神高速石津出口から前方の車に続き、左折し市道臨海1号線に進入したところ、舗装の剥離による段差で右側前輪のタイヤを損傷したもの。

## (消防局)

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
87	29.12.19	10,000	堺市中区毛穴町 326 番地 1	有 限 会 社 イー・エヌ・シー 代表取締役 中 野 悅 治	平成 29 年 11 月 13 日(月) 午後 6 時 10 分ごろ、堺市中区毛穴町 20 番地 1 地内において、警防課職員が警防活動中、要請宅東側隣接宅の窓ガラスを破壊し、損傷させたもの。
85	29.12.7	64,800	大阪市鶴見区今津南 1 - 5 - 32	株 式 会 社 コ ノ ミ ヤ 代表取締役社長 芋 繩 隆 史	平成 29 年 11 月 14 日(火) 午後 0 時ごろ、堺市南区竹城台 1 丁 1 番 3 号地先において、中消防署職員が高規格救急自動車を緊急走行させた際に、相手方所有のパリーカーに、本市車両右前方バンパーを接触させ、損傷させたもの。

## (学校教育部)

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
86	29.12.14	824,302	堺市東区 * * * * * * * * * * * * * *	* * * * * * *	平成 29 年 7 月 26 日(水) 午前 10 時 30 分ごろ、堺市北区百舌鳥梅北町 3 丁 115-1 地先において、支援教育課職員が本市車両を運転中、アクセル操作を誤ったため、赤信号で停車していた前方車両に追突し、前方車両の前部を相手方車両の後部に接触させ、負傷させたもの。

## (学校管理部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
10	30.1.29	184,680	堺市西区***** *****	*****	平成29年12月13日(水) 午後0時50分ごろ、市立中学校内において、同校生徒が蹴ったサッカーボールが、防球ネットを越え同校内正面玄関横に停車中の車両に接触し、損傷させたもの。

## 2 市長の専決事項の指定第3項

(人事部)

専決番号	専決年月日	案 件	債権等及び目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
12	30.1.29	訴えの提起について	平成27年12月14日付けで発表した職員の不祥事案の全容解明等に当たり支出した委託業務に係る委託料相当損害金として金3,597,000円及びこれに対する支払済に至るまで年5分の割合による金員	大阪市住吉区* ***** **	*****

## 及び第4項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1) 金 3,597,000 円及び うち金 891,000 円に対する平成 28 年 1 月 20 日から、 うち金 1,620,000 円に対する平成 28 年 4 月 21 日から、 うち金 486,000 円に対する平成 28 年 5 月 10 日から、 うち金 300,000 円に対する平成 28 年 12 月 15 日から、 うち金 300,000 円に対する平成 29 年 8 月 1 日から、 各支払済みまで年 5 分の割合による金員 の支払を求める。 (2) 訴訟費用は被告の負担とすることを求 める。	<p><b>損害賠償請求事件</b> 平成 27 年 12 月 14 日付けで発表した職員の不祥 事案の全容解明等に当たり委託した業務について、 本市が、平成 28 年 1 月 20 日に委託料 891,000 円、 平成 28 年 4 月 21 日に委託料 1,620,000 円、平成 28 年 5 月 10 日に委託料 486,000 円、平成 28 年 12 月 15 日に委託料 300,000 円及び平成 29 年 8 月 1 日に委託料 300,000 円を支出した。 当該支出は、不祥事案の発生により、その全容 解明等のため本市が支出することとなったものである ため、相手方に対し費用の請求を行い、支払を促 してきたが、これに応じない。 このため、相手方に対し、委託料相当損害金とし て金 3,597,000 円及びこれに対する支払済に至るま で年 5 分の割合による金員の支払を求める訴えの提 起を行うもの。</p>

## (住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	案 件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
3	30.1.18	訴えの提起に ついて	堺市中区**** **** 堺市営 **** 住宅** **号の住宅の明渡 し並びに住宅使用料 198,500円及び住宅 使用料相当損害金	堺市中区** **** **** ****	*****
4	30.1.18	訴えの提起に ついて	堺市西区**** **** 堺市 営** 住宅*** 号の住宅の明渡し 並びに住宅使用料 24,210円及び住宅使 用料相当損害金	堺市西区** **** **** ****	*****
5	30.1.18	訴えの提起に ついて	堺市西区**** ** 堺市営**住 宅***号の住 宅の明渡し及び住宅 使用料相当損害金	堺市西区** **** **** ****	*****
2	30.1.18	訴えの提起に ついて	堺市堺区**** **** 堺市営 **** **号の住 宅明渡し並 びに住宅使用 料317,900円及 び住宅 使用料相当損害金	堺市堺区** **** **** ****	*****

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市中区*****堺市 営*****住宅*****号の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 198,500 円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市中区*****堺市営*****住宅*****号の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 198,500 円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市西区*****堺市 営*****住宅*****号の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 24,210 円及び死亡日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市西区*****堺市営*****住宅*****号の入居名義人である*****は、平成 29 年 9 月 27 日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 24,210 円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市西区*****堺市 営*****住宅*****号の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 平成 29 年 2 月 1 日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市西区*****堺市営*****住宅*****号の入居名義人である*****は、平成 28 年 11 月 14 日に死亡し、入居承認は当然に終了した。 その後、同住宅に同居していた入居名義人の妻である*****は、介護老人保健施設に入所し、現在、同住宅には居住していない。 入居名義人の子である*****は、時期は不明であるが、本市に無断で同住宅に居住し、本市の明渡請求に応じないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市 営*****住宅*****号の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 317,900 円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****住宅*****号の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 317,900 円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

## (地域教育支援部)

専決 番号	専 決 年月日	案 件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
9	30.1.25	和解について	堺市英彰小学校放課後ルーム運営委託料に係る損害賠償金3,681,360円及びこれに対する平成27年9月1日から支払済に至るまで年5分の割合による金員	堺市堺区*** ***** ***	*****

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>1 被告が本市に対し、解決金として、616,770円の支払義務があることを認め る。</p> <p>2 被告は本市に対し、前項の金員を次 のとおり分割して、持參又は送金して支 払う。</p> <p>(1) 平成 30 年 2 月から平成 32 年 12 月まで、毎月末日限り、17,000 円ずつ</p> <p>(2) 平成 33 年 1 月末日限り、21,770 円</p> <p>3 被告が前項の分割金の支払を怠り、 その額が 34,000 円に達したときは、当然 に前項の期限の利益を失い、被告は、 本市に対し、1 項の金員から既払金を差 し引いた残金及びこれに対する期限の 利益を喪失した日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金を支払う。</p> <p>4 本市はその余の請求を放棄する。</p> <p>5 本市及び被告は、本市と被告との間 には、本件に関し、この和解条項に定 めるものほか何らの債権債務がないこ とを相互に確認する。</p> <p>6 訴訟費用は各自の負担とする。</p>	<p>英彰小学校放課後ルーム事業運営委託料に係る 損害賠償請求事件</p> <p>堺市英彰小学校放課後ルーム運営委員会は、 当該ルームの運営委託契約において生じた余剰金 3,681,360 円を本市に返納すべきであるにもかかわらず、返納がなされなかつたため、同委員会の会長であつた＊＊＊に対し、損害賠償金として金 3,681,360 円及びこれに対する平成 27 年 9 月 1 日から支払済に至るまで年 5 分の割合による金員の支払を求めて平成 28 年 11 月 11 日に本件訴訟を提起し、大阪地方裁判所で審理が続いていたが、今般、同裁判所から職権による和解勧告が出された。</p> <p>当該和解勧告の内容を検討した結果、これを受け入れることは妥当であると認められるので、当該勧告のとおり和解するものである。</p>

### 3 市長の専決事項の指定第5項

(道路部)

専決番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
1	30.1.16	大浜高架橋 (P 10 - P 12 工区) 耐震対 策工事	堺市西区浜 寺元町2丁 170番地	今重・橋本 建設工事共同企業体  代表構成員 株 式 会 社 今 重 興 産 代 表 取 締 役 橋 本 裕 子  他の構成員 株 式 会 社 橋 本 建 設 代 表 取 締 役 橋 本 紀 和	変更前 588,060,000 円 (消費税額等 43,560,000 円)  変更後 613,340,640 円 (消費税額等 45,432,640 円)

## による専決処分

変更額（増）	変更する内容	変更理由
25,280,640 円 (消費税額等 1,872,640 円)	仮設材重量（切梁・腹起し材） 変更前 0t 変更後 25t	当初、港湾内にあるコンクリート橋脚を補強するにあたり、鋼矢板を用いた自立式の仮締切を施工した後に、コンクリートの巻立て補強を実施する予定であった。しかし、工事着手後、鋼矢板の圧入を行ったところ、実際の地盤が当初調査で得られた地質調査結果より軟らかい地盤であったため、仮締切の鋼矢板が自立できず切梁・腹起し等の仮設材による補強を追加する必要が生じた。 よって、これら鋼矢板の補強部材を設置する費用を増額変更するもの。

議案付録第2号

議案題目	議案本文抄文	備考欄
平成30年第1回市議会(定例会)付議案件綴及び同説明資料綴(その2)	議案本文抄文	備考欄

平成30年第1回市議会(定例会)  
付議案件綴及び同説明資料綴(その2)

平成30年2月発行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

印 刷 協和印刷株式会社

堺市行政資料番号  
1-B2-17-0084

#### ※元号

平成 31 年 4 月 30 日の天皇退位、翌 5 月 1 日の新天皇即位に伴い、改元が予定されているが、新元号が定まっていないため、平成 31 年 4 月後の元号についても「平成」表記で統一している。

